

令和 8 年

総務委員会会議録

と き 令和8年2月24日

品川区議会

令和8年 品川区議会総務委員会

日 時 令和8年2月24日（火） 午前10時00分～午後4時44分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田 秀 男	副委員長 塚本よしひろ
	委員 澤田 えみこ	委員 山本やすゆき
	委員 石田 ちひろ	委員 須貝 行 宏
	委員 松本ときひろ	委員 西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田企画経営部長
	崎 村 企 画 課 長	吉岡政策推進担当課長
	加 島 財 政 課 長	長尾施設整備課長
	佐 藤 経 理 課 長	柏 原 区 長 室 長
	藤 村 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	川村コンプライアンス推進担当課長
	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長	木村人権・ジェンダー平等推進課長
	宮 尾 人 事 課 長	品 川 会 計 管 理 者
	今井選挙管理委員会事務局長	黒田監査委員事務局長
	大澤区議会事務局長	森 道 路 課 長
	関根河川下水道課長	荒木学校施設担当課長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

議案審査に際し、道路課長、河川下水道課長および学校施設担当課長にご出席いただいております。

なお、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、机上に配付しております令和8年陳情第5号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほど、ご確認ください。

本日は、ご存じのように、取り扱う案件が非常に多くあります。午後5時15分までには審査を終えたいと考えております。答弁を途中で止めるとか、そういうことはしませんが、皆さん、質疑は簡潔に、質問する際もまとめてとか、そういう進行にご協力をいただくことをぜひお願いしたいと思いますので、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(10) 第40号議案 電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更について

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

予定表の順番を入れ替え、（10）第40号議案、電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私のほうから説明いたします。

本日ご審査いただきます第40号議案から第45号議案までの6議案につきましては、地方自治法96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約および契約の変更につき提案するものです。

契約の変更については、議決を受けた当初の契約額に比べ、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため提案させていただくものです。

また、第40号議案は委託契約ですが、委託内容により、工事請負契約と同等の性質であるため提案させていただくものです。

それでは、資料、2ページをご覧ください。

議案審査（10）第40号議案、電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更についてです。

契約の相手方は、東電タウンプランニング株式会社、代表取締役社長、鈴木祐輔氏です。

変更の概要、1の履行期限ですが、令和8年3月31日から令和10年3月31日に延伸するため、支出科目に令和8年、9年度、債務負担行為を追加し、3ページをご覧くださいまして、概要書6の変更概要です。労務単価および資材単価の上昇、交通誘導員の増ならびに工期の延伸等に伴い、契約金額4億119万8,997円を6億1,739万3,289円とし、2億1,619万4,292円を増額す

るものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○西本委員

延長というのは分かりました。私が聞き漏らしていたら、ごめんなさい。延長した理由というか、もう一度、説明してください。

それと、変更金額ですけれども、それは全額は、東京都から出していただけるということなのでしょうか。確認いたします。

○森道路課長

まず、延長の理由でございますけれども、実際に共同溝の設計をする際に、試掘調査を行いました。実際に掘ってみて、そこに施設がはまるのかどうか。もし事前の調査の中で、事前に物がそこに入っていれば、そこをよけて設計をするわけなのですけれども、実際の現地がそうなっているかということをもまず掘って確認します。その際に、実際にその調査の中では把握し切れなかったものが出てきて、その結果を受けて、実際に入れるものについて、位置をずらす必要がございますので、設計のやり直しといたしましうか、それで工期が1年延伸ということになります。

それから、昨今の働き方改革ということもございまして、実際に工事を少し重複させてできるという話を当初はしていたのですけれども、そこを1年重複させずに、そのまま延伸させて施工したいということで、東京電力タウンプランニングから申出がありまして、致し方あるまいということで、1年延長ということにさせていただいたところでございます。

費用につきましては、東京都に出していただける部分もございまして、国から出てくる分もございません。それは例えば2分の1だったり、10分の5.5だったりという形になりますけれども、残りの部分については、区の負担ということになります。

○西本委員

事前には、やはり分からないものなのですか。あけてみないと、掘ってみないと分からないというもののなのかということ。

それと、品川区も費用を出すことになるのですか。もともと競馬場通りの無電柱化は、東京オリンピックがあって、その中で、ここを無電柱化にするという話になっているわけだから、別に品川区が要望しているわけではなくて、東京オリンピックがあってということだと思ったのですけれども、それで品川区は負担があるのか、ないのか、そこをもう少し教えてください。

○森道路課長

まず、試掘の結果でございますけれども、台帳等をいろいろ調査をするのですけれども、どうしても昔からある道路の中に、台帳に載っていないものも幾つかございまして、そういったものはどうしても出てきます。それが今回発見されたということで、致し方あるまいということで試掘をして、もう1回やり直しをさせていただいているところでございます。

本路線の無電柱化につきましては、オリンピックも1つの契機ではございますけれども、本路線が災害時の緊急輸送道路に設定されておりまして、ここにつきましては、大きな目的として防災というところがございます。オリンピックも1つの契機ではございますけれども、無電柱化するための1つの大き

な目的としては、緊急輸送道路の無電柱化をして、電柱の倒壊を未然に防ぐというところがございますので、区としても一定の負担が出ることになります。

○西本委員

負担額はどのぐらいを検討していますか。

たしかこれ、防災ということが私は強く印象に残ってなくて、ただ単にオリンピック絡みでという思いがあったので、防災となれば、当然ながら、品川区も関係してくるから、ある程度の負担は必要なのかなという思いはあるものの、なんとなく、防災というのが前面に出ていない。初めからそういうお約束でしたかという、そこら辺の変更があったのか、初めからそういう状況でしたよということなのか、あと、区の負担額、どのぐらいになるのか、もう一度ご説明ください。

○森道路課長

まず、区の負担額でございますが、今回の協定は長くかかります。全体の費用でいきますと、区の負担は61%程度と想定しております。東京都が21%、国から14%という形で、半分近くが国や都の補助金ということになります。

本路線につきましては、先ほど申しましたように、防災に寄与する路線というふうに位置づけられておりまして、当初からそういった目的があったものと認識しております。東京都のほうもこれを進めるために、例えば、設計額につきましては、当初の設計額をほぼ100%東京都から出していただいているというところもございますし、実際に、支障移設といいまして、例えば、下水道だとかガスの管がそこにある場合に、少しよけてもらうというような工事についても、通常は無電柱化よりも防災に寄与する路線というふうに位置づけられていることから、少しその負担分が増えているということもございます。東京都と一緒に、区としても、東京都の補助を積極的に活用しながら進めているところでございます。

○須貝委員

意見だけなのでですけども、契約金額が当初約4億円がかかっている中で、今回、6億1,739万円余となる。昨今は、本当にこういう地中埋設物等いろいろあって、金額というよりは、その割合が5割も上がっていくということに、我々もだんだん違和感がなくなってきてしまうのです。こういう状況を見て、埋設物がありました。契約金額が増えますというのは分かるのですが、こういうふうに平然と5割もアップしたということが数字として出てくると、非常に心配ということがあります。それだけ意見として言わせていただきました。

○石田（秀）委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきましては、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第40号議案、電線共同溝等工事（競馬場通り）委託契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(11) 第41号議案 （仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、（11）第41号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、4ページをご覧ください。

議案審査（11）第41号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、ショーボンド建設株式会社東京営業所、営業所長、石橋秀一氏です。

5ページ、概要書の3の工期につきましては、令和8年9月3日から令和8年10月15日に延伸。

6の変更概要で、一部の工事を前倒しして実施する等の施工方法の変更ならびに工期の延伸に伴い、契約金額6億7,445万6,200円を7億7,314万9,300円とし、9,869万3,100円を増額するものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

今の説明だけでは少し分からないです。なぜ延伸になったのですか。その理由をお尋ねします。

そして、変更金額が約1億円になるので、これもなぜというところがあるので、もう少しご説明をお願いします。

○森道路課長

延伸の理由について申し上げます。

一番大きいのが、資料の中にございます（２）付属物等の中で、橋梁用高欄工の追加というものがございます。こちらについてですけれども、今、実際に工事を行っているのが橋の本体になります。橋の本体の高欄という、横に壁のように約1 mの高さで橋の横についている柵といたしまして、そういったものを高欄と呼んでおります。実際に施工するに当たって、当初計画においては、その高欄を、この工事ではなくて、次の橋詰工といたしまして、実際に橋としながわ花海道を接続する部分の工事の中で設置すべきというふうに考えておりました。

その理由といたしましては、橋の本体を設置するに当たっては、工場で作成をして、それを船で持てきます。現場に持ってきて、50 m以上の長さがございますけれども、それを5分割して持ってきて、1つずつジャッキアップをして、溶接して接続するという方法をとろうと、これは変わらないのですが、実際に設置するに当たって、高欄が先についていると、施工上なかなか難しいだろうというふうな想定が当初ございました。その高欄が橋の本体を造るに当たって高欄が邪魔になるというようなことです。

ただ、ショーボンド建設株式会社で工事を請負しておりますけれども、その施工の中で、高欄があっても設置は可能、しかも、そのほうが工場で設置できるので、比較的効率的に設置ができるというようなご提案をいただきまして、今回は、そのような形で、実際に来年度以降やろうとしていた高欄工を今回の工事に前倒しをして進めようということが一番大きな理由でございます。

これに伴いまして、工期としても26日延長というふうにさせていただきたいというところでございます。

○西本委員

よく分かりました。

〔「最初に説明してくれればいいのか」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

そうなのです、説明してほしかった。

そうすると、今回は分かりました。後でやるところが、前倒しでできるようになった。そのため、工事費も増えたと。後で行う工事の金額は変わらないのですか。

〔「差額」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

要は、差額ですよね。

○森道路課長

委員ご指摘のとおり、次年度以降にやろうとしている工事の一部を今回の工事に前倒しするので、まだ次の工事の契約はしておりませんが、次回の工事費用からこちらに移し替えるというようなイメージになります。ですので、工事全体の金額としては変わらない。工期としても全体として変わらないというふうなことで考えています。

○西本委員

分かりました。

○石田（秀）委員長

1つだけ、私、聞いていいですか。

よくライトアップで、下から足場を組まないと駄目とか言って、上からやれるように、これから橋梁の工事をやる時に考えると言っていたのではないですか。これは必ず上からやれるように、簡単にライトアップができるという理解でいいですかという1つだけ質問だけ。

○森道路課長

委員長ご指摘のとおり、ライトアップの工事は、課題になっておりまして、河川下水道課のほうでも、今、プロポーザルをして、業者を決めて、より効率的な維持管理を検討しております。

今回のライトアップを設置するものについても、できるだけ簡単な維持管理、更新が可能なやり方を来年度以降に考えていきたいというふうに思っております。

○石田（秀）委員長

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

共産党は、この下部工事にも反対をしております、まちづくりとはいえ、再開発につながるというところを危惧しておりますということで反対をしてみました。この橋をつけること自体に反対をしてみましたので、本件についても反対いたします。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第41号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

道路課長は、ここで退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(12) 第42号議案 勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、（12）第42号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、資料、6ページをご覧ください。

議案審査（12）第42号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、新井・沼田土建建設共同企業体、代表者、株式会社新井組東京支店、執行役員支店長、森谷敏朗氏です。

変更の概要の1の工期ですが、令和8年7月21日から令和9年12月15日に延伸するため、支出科目に令和9年度債務負担行為を追加し、7ページの概要書の6、変更概要をご覧くださいまして、試掘調査を踏まえた施工方法の変更ならびに工期の延伸に伴いまして、契約金額を5億8,333万円から8億3,724万3,000円とし、2億5,391万3,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

これも変更の理由というところのご説明をぜひお願いいたします。

それと、契約金額がプラスになっているものについて、品川区の負担額はどうかということ伺います。

○関根河川下水道課長

私から、変更の理由、それから負担についてご説明させていただきます。

まず、変更の理由、具体的などころでございますが、実際に整備内容としましては、地面を掘って縦穴をつくり、地下から下水道管、トンネルの形で下水道管を整備するものでございます。

この縦穴を掘るに当たって、やはり地下の埋設物の調査をするために試験掘りを行ったところ、私どもの工事で作ろうとしている縦穴に、地下埋設物が台帳上の位置より非常に近接している、近づいているということが判明しました。それを踏まえて、埋設物の管理者と協議をした結果、その埋設物への影響がより少ない工法に変更することといたしまして、その工法の変更に伴い、金額の増、そして工事が延長となったものでございます。

また、費用負担についてでございますけれども、こちらは東京都下水道局からの受託事業となっておりますので、工事費用については、東京都下水道局の全額負担となっております。

○西本委員

この地下埋設物は何ですか。どういうものなのかということが分かれば、教えてほしいと思います。

工期の延長が340日ということは、1年と少しなのですね。なので、やはり近隣の住民たちにはかなり負担がかかってしまうのではないかなど気にしているのですけれども、そちらへの説明とかは、どういう形でされるのか。あと、大きな影響はないのか。ただ単に工期が延びるだけですかという説明でいいのか、埋設物を掘り返していくのでしょうかから、それによっては工事のエリアが広がってしまうとい

うことも考えられるのですけれども、それはいかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

地下埋設物についてでございますけれども、やはり地下はいろいろなものが入っておりますので、水道、下水道、ガス、電気、場所によっては通信等のケーブルも入っておりますので、今、地下はかなりいろいろ輻輳しているところが正直なところでございます。そういった中で、実際に掘ったところが、やはり台帳上と位置がずれていたということが判明したものでございます。

それから、工事の延長に伴う住民の方へのご説明というところでございますが、こちらは、やはり大井競馬場の近くで工事をするということもございまして、大井競馬場には個別にご説明をさせていただいているほか、まちづくり協議会のほうにも出席をして、工事の状況ですとか、そういったものは適宜ご説明をさせていただいているところでございます。

○西本委員

先ほどもありましたけれども、台帳と比べてとあるのですけれども、位置がずれているわけですよね。これはやはりずれるものなのですか。これは掘ってみないと分からないということで、そこは誤差の範囲のものなのか、その度合いはどのようなものか教えてほしいのですけれども。

○関根河川下水道課長

やはり特に古い管ですとか、そういったものを中心に、どうしても台帳と位置が異なる位置に実際には入っている、埋設されているということはございます。そうしたものは、やはり設計の時点では台帳を基にここに入っているだろうという想定のもと、設計をさせていただいておりますので、どうしても掘ってみないと分からないということは一定生じてしまうかなというふうに考えているところでございます。

今回の工事につきましては、想定的位置から1 mぐらい我々の造るマンホールの位置に近かったというところでございます。

○須貝委員

これに準ずるかどうかわからないのですが、先ほどもほかの事業であったのですけれども、後で埋設物が近くに見つかった云々あるのですけれども、逆に、工事が始まる前に、ボーリング調査をやる。それをやったほうが安く上がるのでしょうか。要は、ボーリング調査をある程度やると、結果が出る。それを避けて設計ができる。そうすると、そちらのほうが安く進むのではないかなという気もするのですが、手順としてあくまでやりながら埋設物が見つかった。では、設計変更しようという形に持っていくのですか。

○関根河川下水道課長

委員ご指摘のようなやり方もあろうかと考えてございますが、一方で、事前に試験掘りの工事だけを発注しようとしますと、工事の本数が増えていくという形になります。

また、やはり事前にやっても、その結果として、より高価な方法を選択せざるを得ないという形になりますと、一概に先にやったから必ず経済的になるかどうかというのは、なかなか断定はできないかなというふうに考えてございます。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成します。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第42号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(13) 第43号議案 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、（13）第43号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、資料、8ページをご覧ください。

議案審査（13）第43号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、五洋・松本建設共同企業体、代表者、五洋建設株式会社東京土木支店、常務執行役員支店長、近藤敬士氏です。

9ページ、概要書の6の変更の概要ですが、測量の結果、設計等の誤差がありまして、シールドの発進位置を変更することによる開口部の補強など、施工方法等を変更するというので、契約金額22億7,018万円を24億2,523万6,000円とし、1億5,505万6,000円を増額する

ものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

申し訳ないのですが、変更の理由を教えてくださいということと、それと、これ、工期は変わらないのですね。開口補強ということで、新たな工事があるようになるのですけれども、このまま変更なしでできるのかどうかお聞かせください。

○関根河川下水道課長

変更の理由について具体的にご説明させていただきます。

今回、何か1つの大きなものというよりは、いろいろな項目が組み合わさっての変更と、その金額となっておりますが、その中でも大きなものとしては、やはり開口補強というところがございます。こちらについては、この工事が特殊な工法でございまして、既に完成している地下のトンネルから地上に向かって上向きに掘り進める。その上で、既に現在ある下水道管に接続をするという工事になってございます。

その中で、やはり精度管理が非常に重要になってございまして、1点は、やはり既設の、現在ある管を改めて測量した結果のずれと、地下のトンネルとのずれということで、そこを合わせるために少し掘る位置を変えるというものでございます。

それに当たって、この開口補強ということで、地面に向かって掘り進めるに当たって、既に地下にあるトンネルが変形しないように押さえるような補強が必要でございます。これはもともと設計上、反映はしている、計上しているものではございますが、位置が若干変更になるということで、それに合わせて改めて構造上問題ないかどうかの計算をした結果、構造を少し変更する必要が生じたというところで金額の増になったものでございます。

また、工期の延伸は必要ないかというところでございますが、今回の変更につきましては、工事の延長は必要ないという形で、当初の工期どおり施工ができる見込みでございます。

○西本委員

計算でという形なのですよね。結構難しいところに下から上に上がっていくわけですから、そこが少しずれただけでも、またきちんとつながればいいのですけれども、そこを今、計算というふうな形でおっしゃったと思うのですけれども、そうなってくると、計算値と実際とかずれたりとかというようなことは生じない。結構精度が高い形でこの工法をやれているよということなのか、その辺はいかがですか。

○関根河川下水道課長

ご指摘のとおり、精度は非常に重要ということで、まずは計算でしっかりとそこを確認した上で、施工の段階でも制度を確認しながら進めていくというところでございます。その一環という意味では、今回の変更の中でも、9ページの6、変更概要の3つ目の丸、準備費のところ、変位計設置工事の追加というふうにご覧いただけます。こういったいろいろな計測を活用しながら、精度よく工事を進めていくという予定にしております。

○須貝委員

少しお聞きしたいのですが、これも制限付一般競争入札ということですのでけれども、入札価格を試算するに当たって、やはり専門工事だから、私は、品川区のほうでももちろんできないと思うのですが、そうすると、ほぼ特定の業者との随意契約みたいな形になって決まってしまうのかなということすら思うのですけれども、実際、入札価格を出すに当たって、区としては、どのように対応しているのですか。参考までに教えてください。

○関根河川下水道課長

こういった本工事に限らずですけれども、下水道管の工事につきましては、基本的に東京都下水道局のほうで積算基準というものがございますので、基本的には、それに基づいて設計を行っております。

もちろん委員もおっしゃったように、特別なものと、一部そういった材料については見積りを徴収するような形もございますが、その際にも一定金額以上の材料の場合は、下水道局が行う特別調査を活用しながら、適正な発注価格になるような積算をしております。

○塚本副委員長

この43号議案だけではなくて、40号議案も、41号議案もですけれども、いわゆる地中の工事であって、掘ってみて、やはり掘ってみないと分からないので、いろいろな事態に、埋設物が出たとか、そういうことがあって増額になる。その額も大変、5割増しぐらいのものが2つぐらいあって、このぐらい大きな金額になってきてしまうと、やはり財源的に工事自体を支えられるのかというか、必要だから払わざるを得ない、工事を達成するには、予算を何とか確保しなければいけないということがあるのだと思うのですけれども、そこら辺は、当初予算の中でどれぐらい耐えられるように考えているのかということと、もう1つは、やはり掘ってみないと分からないから、契約のときに何かもう少しならぬのかという、そういうことをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

私のほうから、42、43号の下水道関連の契約議案についてお答えさせていただければと思います。

まず、予算上の手当てということですのでけれども、こちらは下水道局と協定を結びまして、毎年の資金計画を定めて、下水道局に請求、それから支払いをしていただく形でございます。

その調整の中で、どのぐらいの額がいつ頃必要かというのは、下水道局と綿密に連携をしておりますので、そこで極端な不足が生じるといったことはないものと理解しております。

もう1点、やはり事前に埋設物の状況が分からないといったところでございます。基本的には、やはり工事と一体となって試験掘りもするということが効率的かなというふうには考えているところでございますが、下水道局のほうでは、一部、明らかに台帳上も輻輳しているといった場所については、事前に試験掘りを行うといったことも実施しておりますので、状況に応じて対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○塚本副委員長

例えば、どうしても大きな変更が起きて財源が新たに必要だとなると、場合によっては補正予算ということも手法としてはあると思うのですけれども、そういうときに充てるべき財源は、どういうところが想定されるのかということだけ最後に教えていただきたいと思います。

○加島財政課長

工事を進めている中で特殊な事情といいますか、特別な事情があって補正予算を必要とする場合の財源というところですのでけれども、今回のような工事であれば、一定程度、議会のご判断も必要ですが、公共施設整備基金であったり、財政調整基金のほうから一時的な財源措置を行わせていただくことになる

かと思えます。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。
品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第43号議案、第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）請負契約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

河川下水道課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(14) 第44号議案 鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、（14）第44号議案、鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

資料、10ページをご覧ください。

議案審査（14）第44号議案、鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約についてです。

契約方法は、制限付一般競争入札で、入札結果は、11ページの入札状況調書に記載のとおりです。

10ページへお戻りいただきまして、契約金額は7億8,680万円。

契約の相手方は、鴻池・大洋・小坂建設共同企業体、代表者、株式会社鴻池組東京本店、取締役専務執行役員本店長、安居院徳重氏です。

支出科目は、令和7年度一般会計、令和8から13年度債務負担行為。

工期は、令和13年12月19日です。

12ページ、工事の概要書をご覧ください。

本工事は、老朽化した校舎の改築工事を行うものです。

以降、13ページに案内図と配置図、14ページに立面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

鈴ヶ森小学校、こちらは小中一貫校ではなくて、小学校のみで改築工事費がこれだけかかってしまう。前もお話ししましたがけれども、1校ならば、私の知る限りでは、過去は学校を造るに当たって、30億円前後の予算で出来上がったと思うのですが、今はもう76億円というような高額、これでインフレライドもしてくるのでしょうけれども、こんなにかかるものなのか。1校当たり、ほかの学校を見てもそうなのですが、非常に疑問に思うのと、それと、やはり入札に当たって、今回、応募が2者あって、1者が辞退というようなことですが、これを見る限りにおいては、公平公正な入札制度にのっとっていないのではないかなということすら感じられるのですが、その辺について、経理課としてどのようにお考えなのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

私から、1点目の1校当たりの金額の妥当性について解答させていただきます。

鈴ヶ森小学校の改築工事の金額がこれだけ上がっている理由を3点ほど考えてございます。

1点目が、学校施設単体として見ても、小学校施設単体として見ても規模が非常に大きくなっているという理由がございまして。こちらは延床面積が1万㎡を超えてきている形になるのですけれども、これまでの改築校の1.5倍程度の大きさになっています。

理由としては、やはり区内全般的に就学人口が増えてきていると、特にここの海沿いの地域では特に伸びが顕著ですので、このような非常に大規模な施設が必要になっております。

それからもう1点が、就学人口とあわせまして、例えば特別支援教育の充実、あるいは、不登校児童の対策といったように、教室とはまた別に専用に対処するためのスペースも必要となってきております。また、バリアフリー対応ですとか、あとはLGBTQへのトイレ環境、更衣室環境の対応ですとか、以前の改築校よりも、それぞれ求められている機能が非常に大きくなってきているのだらうなというふうに感じてございます。

3点目が、やはり昨今の資材の高騰、労務費の高騰というところも大きく原因として考えられます。

我々のほうでも、この発注に当たりまして、品川区でいえば、東京都の財務局の単価を適用してございます。ですので、この単価に関しても適正な単価で積算をしているのですけれども、やはり規模の面、あとは求められる性能が上がっているという面で、このように非常に大きな工事金額になっているというふう認識しております。

○佐藤経理課長

私のほうは、入札に関するご質問についてお答えいたします。

今回、入札状況調書に記載のとおり状況でありますけれども、一般競争入札ですので、広く公募した上で2者の応募があって、その上で1者については、ここにありますが、配置予定技術者について配置が困難になったということで辞退いただいたという経緯だと思います。

この件に限らず、一旦、事案の概要をお示しした上で参加申込みをいただいた上で、その後、詳細な設計書類等をお渡しして、それに基づいて積算を図ると。また、それに基づいて技術者の配置を社内で検討するというふう聞いております。

その中で辞退が出てしまうということはあるところだと考えておりますので、今回に限らず、入札に関しては適正に行われていると認識しております。

○須貝委員

もう1つだけお聞きしたいのですが、この中には、請負工事契約の中で、電気設備工事、空調設備工事、これは全部一緒に総額が約76億円ということなのですか。以前は、電気設備工事は電気設備工事できちんと分かれて入札をされていたと思うのです。今回は、なぜこれ一体でやったというのは、私もしばらくぶりを見るのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○荒木学校施設担当課長

電気と機械の工事につきましては、これは令和8年度、来年度に、また別途、工事発注して契約する予定でございます。

今回、こちらを建築と電気と機械を分けた理由でございますが、まず、建築の工事のほうで着手した後、既存校舎の解体の期間を約8か月間とっております。そうした際に、先ほども経理課長から説明があったのですが、電気と機械の業者にとっては、その間、手持無沙汰になるといいますか、技術者として配置しておくことがやはり惜しい期間がありますので、そういう費用面なども鑑みて、業者のご要望なども鑑みて、電気と機械を後から発注して契約するという形で今回は考えてございます。

○須貝委員

ということは、これ、後からまた請負工事契約が、電気とか空調についても後からこれが出てくるというふう考えていいのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

委員お見込みのとおりでございます。令和8年度の第2回定例会での契約を目指して、今後、発注してまいります。

○須貝委員

これは感想ですが、そうすると、1校当たり100億円は超えていってしまうのでしょうか。我々、これを見る限りでは、全部工事内容、建築物概要があったから、入っていると思ったのですが、また小出しにそういうふうに来れば、相当の金額になるということ。そういうことは、私は、教育に関して予算を使うことは、それはやって構わないと思うのですが、果たしてそれだけ高額な、1校当たり、規模が大きいといえども、100億円を超えるのではないかと予想されるような、想定されるような金額が、こうやって平然と出てくるということは、私は、少しいかがかなと思うので、本来なら、もっと多くの方が入札に参加できるようにして、適正な競争になるように努めていただきたいと思っております。

○西本委員

今の議論の中で、まず、これから電気、機械もあって、それから解体もありますし、外装もありますよね。正確な数値でなくていいのですけれども、全体でどのぐらいを見通していたらいいのですか。多分100億円を超えるだろうと思っはいるのですけれども、今、1つの学校規模が、ほかよりも規模が大きいと言ったとはいえ、どのぐらい見積もっておけばいいのでしょうかということと、それから、多分、現校舎を使いながら工事をしていくのかなと思うのです。そうすると、この図面でいうと、校庭のほうに新校舎が建って、今の現校舎のところを解体して校庭にするという形になってくるのかなという。校舎の位置が変わるのですよね。変わってくる。これによって、近隣との影響も出てくると思うので、その辺はどう考えられているのかということもまず教えてください。

○荒木学校施設担当課長

2点ご質問いただきました。1点目の全体の金額でございますが、今後の予算特別委員会でもご審査いただこうと考えてございますが、電気と機械の設備工事で、令和8年度予算として、債務負担行為も組んでなのでございますけれども、約26.8億円で予算を組ませていただいております。

ですので、これが、ご審査の上、お認めいただければ、全体としては100億円を超えてくることにはなっているという状況でございます。

2点目の周辺住民への環境が変わるのではないかとのご指摘なのですが、今回は、鈴ヶ森小学校につきましては、資料の13ページ、これは新校舎の配置だけが描かれてはいるのですけれども、既存校舎でも、この校庭をぐるっと取り囲むように校舎が立地しております。今回は、南側のほうに新しい校舎を建てるということになりますので、例えば、日陰という面に関しては、北側への影響は少なくなるものになりました。

南側のほうは、鈴ヶ森公園がございますので、南側への圧迫感といったものも、特段、民家は存在しておりませんので、多様感を保てると考えてございます。

○西本委員

大体100億円になると言っても、100億円ではないですよ。これ、解体が入っていないのですか、解体も入れての100億円なのか、総整備という形で、さっきの金額ぐらいに考えておけばいいかということと、それから、今、場所がないということもあって、現校舎を使いながら、反対側というか、校庭側のほうに新しい校舎を建てるという方式なのですよね。だけど、仮校舎、例えば、この周辺は公園がいっぱいあるのです。公園をみんな使っているから、そこを潰せというわけではないのですけれども、公園に仮校舎を造って一気にやってしまったほうが、工期も早くなるしという考えもあるのではないかなと思うのですけれども、あまり変わらないのですか。そういう仮校舎を造って一気に建て替えをしてしまうというふうになると、少しは工期が縮められて、経費も抑えられるということにはならないのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

1点目の費用の面です。説明が不足しておりました。

今回、本日ご説明した資料の中の建設工事の中に解体も含まれております。また、それとは別途、既にもう工事は完了してはいるのですけれども、仮設校舎をこの敷地内に既存校舎と併用する形でもう既に造っておりまして、こちらが賃貸借契約にはなるのですけれども、約9.9億円前後で契約をしております。

〔「すごいね」と呼ぶ者あり〕

〔「すごい高いな、仮校舎で」と呼ぶ者あり〕

○荒木学校施設担当課長

2点目の仮校舎の用地でございます。

委員ご指摘のとおり、確かに、おっしゃるとおり、ほかの用地に確保すれば、その部分、工事も効率的に進められるというご指摘はもっともでございます。

ただ、仮設校舎と申し上げても、この鈴ヶ森小学校の規模からして、それこそ相当広い用地が必要になってくると考えております。ですので、今回は、既存校舎と仮設校舎を同じ敷地内に併用しながら、うまくやりくりをしていくということで、今回の工事計画を立ててまいりました。

○石田（秀）委員長

ほかにごございますか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第44号議案、鈴ヶ森小学校校舎改築工事請負契約を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(15) 第45号議案 源氏前小学校改築工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、(15)第45号議案、源氏前小学校改築工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、資料、15ページをご覧ください。

議案審査(15)第45号議案、源氏前小学校改築工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、熊谷・大明・圓山建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店、専務執行役員支店長、柏原貴彦氏です。

16ページ、概要書の6の変更概要ですが、建設発生土の処分方法の変更および地中障害物の撤去に伴いまして、契約金額6億1,323万5,120円を6億2,937万3,000円とし、1億6,133万7,880円を増額するもので、令和6年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約5.66%の増とするものです。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

もう少し詳しく知りたいです。変更理由です。それで、これ、契約変更を2回やっているのです。これはもう今のご時世だから仕方ないということなのか、これからもこういう形で1億円以上の差額が出てくる形で補正をしないといけない。契約を変更していかなければいけない事態になっているのか、今、どういう感じなのでしょう。その辺の見通しというか、分かりますでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

今回、2回目の変更でございまして、1回目の変更はインフレスライド対応による変更対応でございます。今回、2回目の変更のより詳細な説明でございますが、2点ございます。

建設発生土の処分方法でございますが、これにつきましては、今回の改築工事で地盤改良を実施しております。現地の敷地の地盤を固める工法でございます。この地盤改良を実施した土から、六価クロムが基準を超過して確認されたため、法令に基づき適正に処理する必要が生じたというものでございます。その搬出や処理にかかる費用が増額となったという事案でございます。

もう1点の地中障害につきましては、現在の校舎よりも、恐らくもう一世代古い校舎、旧校舎です。こちらの校舎の基礎と思われるコンクリート殻が多数出てきたという状況でございます。当然、発注段階では、ある程度、古い図面を確認して、位置ですとか数量を見込んで発注はしてはいたのですけれども、それよりも多くの数量のコンクリート殻が出てきましたので、その差額分を増額するという事案でございます。

○西本委員

インフレスライド条項は、これからも続くのだろうなという思いはあるのですけれども、まず、これからの動向、これからも続くのかなという思いがあるので、そのシミュレーションまではいかなくても、だいたいこのぐらい上がってくるのではないかとこのところを立てられているのか、そこを教えてくださいのと、六価クロムということは、地盤改良ということは、結構掘り起こしてどうのこうのとかやらなければいけないような状況なのではないかなと思うのですけれども、これをやっても工期は変更なしとなっているのですけれども、それは大丈夫でしょうか。

○荒木学校施設担当課長

まず、今後のインフレスライドの見込みでございますけれども、やはりまだ資材価格の高騰、労務費のほうでは特に今後は顕著になっていくだろうというふうを考えてございますので、今後もインフレスライド対応が発生していくというふうに見込んでございます。

もう1点目、こちら、地盤改良の対応でございますが、今回はもともと地盤改良も当初より想定はして設計に見込んで発注はしておりました。

少し経緯をご説明いたしますと、設計段階の調査で源氏前小学校の敷地の、特に表層面の地盤については、いわゆる軟弱であるということが判明しておりました。そこに今、新庁舎で使っているような大型の重機。あのクラスの重機が乗ってきますと、転倒の恐れなどがございますので、事前に地盤面を固めて、その上で山留機ですとか杭打機といった大型重機が載れる土台をつくるということで想定しております。

改良工事としては、現地の土に硬化剤を混ぜて強固な改良土にして工法を採用したという経緯がございます。大型重機による施工後に新校舎の地中基礎を造るために、また改良した土を掘って、さらに深くまで掘って地中基礎を造る必要があるのですけれども、その際の調査で、改良土を搬出することに先駆けての調査で、やはり六価クロムが僅かながら基準値を超過しておりましたので、そこに対して適切に把握し、処理すると、指定された処分場で処理するという対応が必要になったため、今回の変更となりました。

○西本委員

話がずれてしまったら、ごめんなさい。軟弱だということは、柔らかいわけですよ。あそこの地域は全体的にそうなのですか。それとも、この源氏前小学校のところが、特段、特筆してそういう面があるという形での、設計段階にいろいろ調べられていると思うのですけれども、それはどういう経緯があったのでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

設計段階では、先ほど、土木のほうのお話でもあったのですけれども、ボーリング調査を敷地内で何か所も実施して、地盤面の強さを測っております。

表層地盤だけ少し弱かったというものが、恐らく推測なのですけれども、今の校舎の前の世代の旧校舎を造って解体した後の埋めたときに、表層の1m程度を恐らく埋めているかと思うのですけれども、その締固めが若干弱かったのかなということで推測をしております。

なので、地域全体から見れば、それほど地盤は弱くはないのですけれども、表層の地盤だけ、これまでの学校改築の経緯の中で少し上回っていたという状況です。

○西本委員

分かりました。

○須貝委員

今、地盤が思ったより軟らかかった、それから、六価クロムのお話がありました。これ、受注業者、建設業者というのは、本来、事前にやはり地質調査を、そのぐらいするべきではないでしょうか。自分が請け負った事業に対して、こういうことを怠っているということは、逆に、何か少し誠実さに欠けているのではないかな。後からこうなりました。いや、六価クロムが多かった。でも、これは簡単に、調べられる話だし、地盤も軟弱、大型トラックとかが入ってくるので、実際に軟らかかったので固めますというように、後からそういうふう申請すると、私は少しおかしいのではないかなという気がするんだよね。

やはりある程度のごことは、建設会社、これから請け負う云々という段階で、入札に入る段階で、やはり「少し調べさせてください」ぐらいの、やはりそういう配慮は持ってもらわないと、これ後から何が出ました、埋設物だけではなくて、地質が悪い、軟弱だ、こんなことをまた追加工事で申請するというのは、少し配慮に欠けているのではないかなと思うのですが、その辺について、ご見解をお聞かせください。

○荒木学校施設担当課長

その点につきましては、私の説明が少し不足していた点があったのですが、今回は、区として、設計段階で地盤改良するために硬化剤として、六価クロムの溶出量低減型を指定して発注をしております。ほかの区の工事でも実際に使ったことがございまして、溶出量が基本的には低減、少ないので、今回のように基準量を超過する事例がなかったもので、これまでの実績を踏まえて指定して発注をしたというものでございます。

ですので、発注のとおりには施工者は施工しておりますので、施工者の責ではないというふうに考えてございます。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第45号議案、源氏前小学校改築工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

学校施設担当課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(1) 第10号議案 品川区公告式条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、（1）第10号議案、品川区公告式条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○藤村総務課長

それでは、私のほうから、第10号議案、品川区公告式条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

まず、1番の改正理由ですが、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の公布に当たって行う長の署名が電子署名によることが可能となりました。品川区においても、この趣旨を踏まえまして、区の公告式の見直しを図り、区民の利便性の向上および行政運営の簡素化、効率化を図るために、条例の改正を行うものでございます。

まず、この公告式条例というものについてですが、当条例につきましては、本区の条例や規則の公布の手続を定める条例でありまして、地方自治法上では、条例・規則が公布されることにより効力を生じるとされているところです。こちらについての必要な事項は条例で定めることとされておりまして、本区における公布の手続等を条例として規定しているものが、この公告式条例になります。

改正内容といたしましては、条例の公布に当たりまして、現在、条例・規則ともに、区長の自筆による署名を行い掲示板に掲示することが必要とされておりまして、条例改正により、条例・規則とも自書による署名に代えて、記名の上、電子署名を付し、ウェブサイトへの掲載による公布も可能となるものでございます。

令和8年度におきましては、電子署名の導入の準備を進め、夏頃からの導入を目指すようなスケジュールをとっております。

運用としては、基本的に、ウェブページ掲示を行うことを現在は想定しております。

これは、より多くの方の目に触れられるということを目的に実施する形で考えておるところです。

施行期日としましては、公布の日から施行するものと考えております。

私からの説明は以上となります。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

今までは、役所の掲示板に掲出してきたものですよね。それをウェブにも掲載するということなので、品川区役所の掲示板は、あまり見られていないと思うのです。私らも、そんなに見えないと思うのです。だから、これ、そういう状況にあるのですよということを、どれだけ説明されていたかという、あまり告知していないような気がするのです。だから、これはいい機会なので、やはり本来、ウェブの中でもそういうことも見られるようになりましたという告知というか、周知ははずべきだと思うのです。それに対して、何か意見とか、そういうことも受け取れるような状況になるのでしょうか。意見交換ま

で求めないのか。これ、今までは一方方向でしたね。掲示したほうがいい文書だったと思うのですが、もちろん受け付けないということではないと思うのですが、意外と仕組みがよく分かっていないのではないかとと思うのですが、その辺の告知はどう考えられていますか。

○藤村総務課長

今までは、議会でご議決いただいた後に掲示板に張りつけるというような対応をとっておりましたので、それをウェブ上で、今後、掲載していくという形になると思います。

あまり見られていなかったという、ご存じの方は見られていたとは思うのですが、意外と委員おっしゃるとおり、いい機会ですので、ウェブ上にも掲載しますということで、PRはしっかりしていきたいと思っています。

また、意見を受け取れるかどうかというところに関しては、区民の声という形で、区民の方からお声をいただくこともあると思いますが、別段この条例を掲載したことに対して、個別に意見というところまでは想定はしていませんが、議会の中でご審議いただいた上での公布という形ですので、区民の代表の議員からご意見をいただいた形かなというふうには思っております。

ですので、掲示して終わりというよりは、ホームページに掲載させていただいて、より多くの方の目に触れることができれば、目的にかなうかなと思っています。

○西本委員

ぜひいい機会ということもあるので、こういう仕組みになっていますよということは知ってほしいなと。できれば、区報、広報紙があると思うので、そこで少し宣伝していただくと、ありがたいかなと、結構、皆さん、広報紙は見ているものですから、なので、そこで何かの機会に掲載して、見てくだいみたいな、ウェブで配置しますみたいなところをぜひお願いしたいと思います。

○石田（ち）委員

この公示送達で掲示板とインターネットということですが、行政手続法の改正でということなので、前にも税務のところであって、公示送達がインターネットでできるのですけれども、そのためにこういうふうな手続を進めていくために公示送達が必要だということだったので、今回の総務での行政手続法改正ということですが、その中身、どういうことでの公示送達、何が理由で公示送達になるのか、そもそもあるのですか。

○石田（秀）委員長

何か違う話をしていると思います。

○石田（ち）委員

違う。ごめんなさい。では、次……。

○石田（秀）委員長

これと違う。

○石田（ち）委員

一緒にやっていると思ってしまった。すみません、では、次にします。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第10号議案、品川区公告式条例の一部を改正する条例について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第11号議案 品川区行政手続条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(2)第11号議案、品川区行政手続条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○藤村総務課長

私からは、第11号議案、品川区行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正理由ですが、本案は、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、聴聞の通知に係る公示送達の方法が見直されたことに伴い、区の条例についても同様の改正を行い、区民の利便性の向上を図るというものです。

そもそもこの行政手続条例ですが、本条例は、行政指導および届出に関する手続について、公正性と透明性の確保を図り、もって区民の権利、利益の保護に資することを目的としているというものでございます。

具体的には、行政指導等の手続等を定めているようなものになりますが、本条例には、今回の改正に伴う部分として、不利益処分を行う場合に実施する聴聞が規定されております。この聴聞に係る通知は、相当期間を置いて書面で提出することとされております。

従来としては、この郵送物の名宛人への郵便が宛所不明となった場合には、先ほどもお話に出ました

ブラツァの掲示板のほうに掲示いたしまして、2週間経過した後に送達されたと取り扱う、いわゆる公示送達の実行を行ってきたところです。

これについて、オンライン上の公開をするとともに、掲示板の掲示、もしくは、事務所に設置されたパソコンの画面に表示するという形で法の改正がなされたものでございます。そのため、区の条例においても同様の改正をするような形でございます。

なお、令和7年第2回定例会において、地方税法の改正により税の請求についても同様の改正がされておりますので、内容としては同一のものになりますが、根拠法が異なるため、今回、別途提案させていただいているものでございます。

なお、施行としては、令和8年5月21日を予定しております。

私からの説明は以上です。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

この聴聞の手續というのが、今、若干説明があったと思うのですけれども、具体的にどういうふうなやり取りになって、それで誰が得というか、意義というか、そういうものがどういうやり取りで、聴聞の手續のことを少し教えていただきたい、どういうものなのかということ。

それから、掲示場の掲示であったものをインターネットによる公表を必須として、事務所にも設置したパソコンということですが、これはどこにどのように設置されているか。どう見ていくのかということをお願いいたします。

○藤村総務課長

2点ご質問をいただきました。聴聞の手續の具体的なやり取りというところですが、区民の方に不利益処分を課す場合に、例えば、営業許可の取消しですとか、そういったことは、重大な不利益処分があった際には、その不利益処分を受ける方に対して弁明の機会を設けるというところが必要になります。

ですので、その聴聞の機会は期日を設定して設けますので、そちらのほうで、その事故に対する主張をしていただくというような場が聴聞という形になります。

その聴聞のご案内は、通常、郵送でお送りするので、その郵送が届かなかった場合の扱いとして、今、掲示板に聴聞のご案内を張り出しているものを電子化することができるようになったものでございます。

現在のところ、品川区で聴聞が近年開かれた実績がないので、実質は運用されていないものというところではございます。

パソコンの設置というところですが、今回の法改正が、ホームページ上に公示送達の情報掲載することと、もしくは、公示送達を載せるというのがパソコン上のウェブ上に載せることが必須なので、それとプラスして掲示板の掲示、もしくは、PCの設置によるいつでも閲覧できる状態をどちらか選ぶこととなっております。現在のところは、パソコンをそういった形で職場に、例えば、総務課の窓口においていくという、セキュリティの面ですとか、費用の面というところがございまして、ウェブのほうに掲載することとプラスしても、掲示板に貼り付けという形で運用できないかなというところを考えています。

○石田（ち）委員

分かりました。聴聞については、近年の取扱いがないということで、とはいえ、行政手続法が改正さ

れたというところで、区としては、こういうことをやっていかなければいけないということだと思いの
ですけれども、インターネットで公表するということが、やはり全世界にも、インターネットというの
は本当に広く公表されるものですので、しかし、これが必須になってしまったということなので、やら
ざるを得ないというところなのですけれども、国会のほうでは、共産党は、やはり広く公表されること
がプラスであるけれども、マイナスも大きくあるということなので、先ほどの条例のほうには、ほかの
サービスの充実と一緒にもなっていたので賛成はしたのですが、今回、これが公示送達のみの変更とい
うことですので、ここは賛同しがたい状況です。

このインターネットによる公表が、この聴聞自体がそもそもあまりないということですし、しかも、
区から相手方に、区民方に弁明できます、抗弁できますよというふうに抗弁させてほしいと区民が言っ
ているものに対して出すわけですから、それが届かないということの現実性というものもあるのだらう
かという感じなのですけれども、聴聞について、言わせてほしいと区民が言っているので、それが届か
ないというところはあるのかというところを伺いたいのですけれども、それは違うのですか。

○藤村総務課長

この聴聞の手续としては、区民の方から言わせてほしいというのは、区のほうで弁明の機会を提供す
るという形なので、発信としては、区民の方からではなくて、区からという形になります。

実際、近年の状況として、その聴聞の実績がないというところで申し上げているので、実際どうだっ
たかというところは申し上げられないのですけれども、やはり何かしらの不利益処分を課すというところ
のアクションを区がとっているという状態がありますので、住所が分からないとか、例えば、就業先
が分からないということで、送達ができないという可能性は、恐らく低いのではないかなというふう
には思います。

また、プラスの面もあれば、マイナスの面もあるというようなお話がありましたけれども、公示送達
ということで、2週間、掲示板に貼り付けてしまって、誰も見ないで、それが確定してしまうと、その
方が弁明する機会を失ってしまいますので、今までは、名前と住所を掲示板に掲載するという形だった
のですけれども、今回の法改正で、住所は記載要件というところから外されていますので、名前と目的
のみの掲出という形になるのですけれども、そういった形で掲載することができれば、ご本人の利益に
も絡んでくるというのは出てくると思いますので、こちらの運用は区としても、法改正もございました
ので、しっかり運用していきたいというふうに考えております。

○石田（ち）委員

はい、分かりました。とはいえ、いいことでも、名前が全世界に配信されるというところでは、プラ
イバシー保護に大きく関わることだと思っておりますので、示されるわけですから、見ようと思えば、全世界
で見られるということで、いいことでも、やはり名前を出してほしくない。プライバシーの保護はある
と思っておりますので、そこは様々、自治体でも工夫ができると思っておりますので、そうした配慮をしていただき
たいと感じました。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○松本委員

多分、例の場合とこの場合でかなり違うと思っていて、聴聞が必要な場合は、許認可とかの取消しと
か、先ほどお話があったとおり、営業許可とかが取り消される場合、そもそも役所から連絡が届かない
ということ自体は、普通はあり得ないと思うのです。

例えば、役所からの連絡がとれない時点で、営業しては駄目ではないかというふうなことだと思うので、本当に話が違うと思うので、ただ、きちんと説明しておかないと、気をつけておかないと。見たらびっくりしたのが、ほかの議会で、委員会で否決されてしまっている事案があるみたいで、多分これはやはり伝わっていなかったからだと思います。

先ほども、最近、ほぼ事例はないという話がありましたけれども、もう一度、過去、まず前提として、聴聞するということは、郵送で通知が行く、それでも届かないから公示送達という手続がとられると思うのですが、公示送達は、過去、品川区でとられたことはあるのかということはどうなのでしょう。

○藤村総務課長

近年の実績と申し上げているのですが、確認できるのであれば、聴聞で公示送達したところは、現在、発見はできなかったということです。

○松本委員

ということなので、もうこれは質問というよりも、むしろ説明のところで、ほぼない事例ということと、あと、ほとんどの聴聞は、むしろ取り消される人たちにとっては利益があるので、むしろきちんと本当は伝えないといけないことで、そのことを掲示板に張って、届いていないということであれば、むしろインターネット上で公開するというのは、むしろきちんと知ってくださいねというレベルの話だと思うのです。なので、これが他の自治体みたいに、議員があまりよく分からない状態で、「プライバシーの問題だ」、「やばい、大変だ」と思って否決すると、逆にこれは大変なことになるのではないかと感じております。それだけです。

○西本委員

私、聴聞については分かりました。ただ、掲示板を見ると、手続上、住民税かどうかはよく分からないのですが、そういう支払いができてなくて、送ったのだけど、再三の通告でも、住所が分からなくて、それで、誰々さんという形で、よく掲示板に出ているのです。あれとはまた違う、ごめんなさい。言っていることが分からないかもしれないのですが、連絡がつかなくて、住所も、一応、取りあえずこの住所なのだけというので、住所と名前と書いて、連絡くださいということが書いてあるのです。だけど、多分、いろいろな手立てをして、コンタクトをとろうとしているのだと思うのです。だけど、できないから掲示板で、2週間の掲示をして、申立てがあればという形で言っているのだけど、それがなかった場合には処分するよというような、そういう書き方をされていたと思うのですが、そのことを言っているのですか。それも含まれるということでもいいのですか。

○藤村総務課長

恐らく、今、委員がおっしゃっているような支払いというようなお話ですが、例えば、税のお話というところだと思うのです。公示送達というのが、例えば、今申し上げているような聴聞に関する公示送達ですと、例えば、税の支払いの督促であったりとか、あとは、契約書外では裁判とか、そういったところも全て宛所に尋ね当たらずに、何らかの方法を尽くして住所が分からないというところがあれば、公示送達という手法を用いて、2週間経過後に、その効力が有効に生じたということで結果を得るようなシステムになっているので。公示送達という概念で言えば、今おっしゃっていただいた支払いの督促というところと、今回申し上げている聴聞のところは同一ということです。

○西本委員

そうすると、それも含めて、ウェブとかを使って、それをお知らせするという手法が使われるという

認識でよろしいですか。

○藤村総務課長

そうですね、公示送達に係るといふところであれば、ウェブ上に掲載できる形になりますので、ただ、例えば、今回この行政手続法の改正といふところでご案内しているところですが、前は、令和7年の第2回定例会で、地方税法の件に関しての公示送達は、電子化可能といふところでご案内申し上げているので、法によって、こういった扱いが可能ですよといふところがあれば、法に従って条例を改正して、公示送達を電子化することが可能となるという形です。

○西本委員

毎回見ているわけではないのですが、結構な金額も書いてあったりとかして、やはりこれは答えてもらわなければいけないよねという類いのものが、結構掲示板に書いてあるので、その伝達方法の1つとして、インターネットとかを使えるようになれば、目に触れる、その方が目に触れてやるとは思えないですが、来ないと思いますけれども、ただ、気がついてとか、知っているよとか、やはりそれは義務を果たしてもらわなければいけないことだと思うのです。

だから、もちろんプライバシーの保護ということも必要なのでしょうけれども、ただ、全然住所も分からなくて、送達もできなくて、だけど、支払ってもらわなければいけない状況であるならば、やはりこういうものが活用できるのであれば、私は活用していいかなと。むしろ活用してほしいなと、これは意見ですが、今後、検討をよろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

今回、この議案については、公示送達のみが諮られているということなので、反対をさせていただきます。やはり先ほども言いましたけれども、送達を受ける側の防御権を保障するべきだと思いますし、公示送達は、行政としても最後の手段だと思います。しかし、それでも今まで限定的な手段であったということには、やはりプライバシーの保護があったのではないかと思いますし、先ほども言いましたけれども、見ようと思えば全世界から見られてしまうという状況にもなりますので、こうしたプライバシーを配慮する観点から、今回は反対させていただきます。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第11号議案、品川区行政手続条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 第12号議案 品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(3)第12号議案、品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○藤村総務課長

私からは、第12号議案、品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず1番、改正理由としましては、地方自治法等の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整備する必要があるためというところでございます。

2番で改正内容ですが、令和6年6月に公布された地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方税以外の公金に係る収納事務のデジタル化に関する規定が法に追加されたこと等により、区長や職員等に関する損害賠償責任の一部免責に関する規定等の条項に異動が生じたため、以下、新旧対照表のとおり条例の規定を整備したという形です。

この条例については、内容が変わっていないのですけれども、地方自治法の規定のほうが変わったので、引用条文の条項を整理したというような形になっているものでございます。

また、この条例自体につきましては、長および職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合は、賠償責任額を限定して、それを超える額を免責とするものとなっております。

職務執行に対する意識効果を低減させることを目的にしているもので、法の定めに応じて制定した条例となっております。

施行期日としては、令和8年9月24日を予定してございます。

私からの説明は以上になります。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

今回は、大本の法が変わったのでということ、それは分かりました。大本のところなのですからけれども、

品川区長等の損害賠償責任の一部免責ということなのですから、すみません、これについて、どういふ一部免責になっていたのか。変わっていないということなので別にいいのですけれども、そもそもこれがどういふものなのかだけ、簡単に説明いただくと助かります。

○藤村総務課長

こちらについても当区において例があるわけではないのですけれども、住民訴訟が提起された際に、例えば、長が被告となってしまったというときに、最終的に区が敗訴して、何かしら損害賠償の金額が裁判所に認められたという中で、職務を行うにつき、善意かつ重過失でないということであれば、ある一定の金額、例えば、今回、長で言えば6倍というところなので、6割免責されるという形になるという形です。

そういったものを規定するような条例です。

〔「倍じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○藤村総務課長

そうですね。長の場合は基準給与年額の6倍という形なので、すみません。基準給与年額が定まっています、長の場合はその6倍。例えば、副区長等は4倍、職員は1倍という形で、その階層に応じて負担額が異なっているという形です。

○西本委員

分かりました。

○石田（秀）委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第12号議案、品川区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(4) 第13号議案 品川区職員等のハラスメントの防止等に関する条例（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を含む。）

○石田（秀）委員長

次に、（4）第13号議案、品川区職員等のハラスメントの防止等に関する条例（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を含む。）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

それでは、私から、第13号議案、品川区職員等のハラスメントの防止等に関する条例について、ご説明いたします。

まずは制定理由でございます。

昨今、他自治体で職員のみならず首長等によるハラスメント事案が散見され、これにより条例を制定する動きが見られます。

区では、基本方針を策定しまして、研修の実施や外部相談窓口の設置などを進めてまいりましたが、苦情相談が続いている状況でございます。

こうした背景のもと、今年度設置した品川区コンプライアンス推進委員会では、ハラスメント防止等に向けたさらなる取組の必要性が提言されました。

今後、職員一人一人の能力が発揮できる働きやすい職場環境の実現により一層邁進するため、体制を強化し、その取組姿勢を内外に発信していくために、本条例を制定することといたしました。

条例案の主な内容です。

（1）、（2）のとおり、ハラスメントの禁止と調査への協力を定めております。

また、（3）、（4）につきましては、現行の基本方針と同様に、相談窓口による解決が図れない場合の調査審議の流れについて定めております。

（5）、（6）は、条例制定に当たり新たな内容を定めており、区長等からのハラスメントに係る相談につきましては、外部専門家で構成するハラスメント問題調査委員会という附属機関を設置し、調査審議いたします。

ハラスメントの事実があった場合は、区長等にあつては公表、職員にあつては、これまでと同様、懲戒処分等の措置を講じることといたします。

別紙2には、相談から処分等に至るまでの流れを示しております。

施行期日は、令和8年7月1日とし、施行期日以降に苦情相談窓口に出のあった相談について適用いたします。

以上が説明となります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

これ、事前に説明を受けてはいるのですけれども、まず、制定理由の中で、指摘はしましたが、どうも私は納得いかない文言がありまして、「昨今、他自治体で職員のみならず首長等によるハラスメント事案の発生」とあるのですけれども、これ、他自治体ですか。そういうことです。

[「そういう意味か」と呼ぶ者あり]

○西本委員

これ、職員アンケートをとって、いろいろ議論がこの間ありましたけれども、私は情報公開制度を使って、開示請求を行いました。そうしたら、非公開という形になったので、今それに対する手続をとっている段階なのですけれども、アンケートの結果をどう捉えてこれになったのでしょうか。全く関係なくこれは出てきているのか。この出所です。根拠というか。それを教えていただけますか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

制定理由についてのご質問にお答えいたします。

品川区におきまして、この条例制定は、具体の事案をきっかけにしたものではございません。職員アンケートにつきましては、具体的な事案を調査したものではありませんし、ハラスメントの事実が認定されたわけではございません。アンケートは確かにハラスメントの取組の一環ではございますけれども、今回の条例は、今後、相談があった場合のハラスメントに係る体制を強化するためということで条例を制定するものでございます。

○西本委員

そうすると、では、このアンケート結果は、アンケートはもちろん個人情報に係る内容は分からないようにというふうな条件付でのアンケートですから、多分その結果もそういう状況になっているでしょう。ただ、傾向というのには見えるはずであって、マスコミ報道にもなったわけです。部長の3割以上の方々がハラスメントに遭っている、パワハラに遭っている。それを言うと、いや、パワハラというのは、「上から下だけではありません。下から上もあります」みたいな、そういう苦しい理由なども、定義は分かりますけれども、だけど、結局、なぜそういう結果を踏まえて、こういう形にしますよということなぜ言えないのだろうか、なぜそこを文にして言わざるを得ない状況になっているのかというのは、私、とても不思議でならないのです。別にこの条例はいいことだと思っています。外部専門家ということも出てきましたので、それはまさしくこの総務委員会等々で話し合った結果が反映されているなというふうには感じますけれども、だったら、それをきちんと加えればいいと思うのです。これ、自分たちが問題ではなくて、世間がそういう状況があるので、これをつくりましたというのは、少し反省が足りないのではないのかと私は思います。

なので、そこは、アンケートの結果をどう捉えたのですかということ。そして、今、職場の環境、区の職場の環境は、どう考えてこれを決めたのかということは、はっきり説明に入れるべきではないのでしょうか。私は、そこが納得いかないのですけれども、いかがですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

職員アンケートにつきましては、職員の中でハラスメントに遭ったり、見聞きしたことがあるという職員がいるという実態は確かに明らかになっておりますが、以前もご議論あったような個別の事案について実施したものではありません。

ただ、今後も職員のハラスメントに対する不安などを払拭し、ひいては区民の信頼をいただくためにも、条例化して、しっかりとした体制を組んでいくというところで、こちらは捉えております。

○西本委員

このところは認識の違いが出ていますので押し相撲となりますから、あまり長く何回も繰り返す言う必要はないと思っているのですが、別紙2のところに表が入っています。この中で、今までと違うところがどうなのか、少しそこを説明してもらえますでしょうか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

別紙2のハラスメント苦情相談に係る対応フローについてご説明いたします。

左からまいりまして2番目の相談窓口から上に分岐している矢印のほうは、これまで基本方針にございました対応フローと同じでございまして、苦情処理担当での調査、苦情処理委員会での審議等を通じまして、一般職の職員の懲戒処分につながるような流れでございまして。

条例化に当たりまして、新たになりましたのが、下に分岐している矢印のほうでございまして、区長等によるハラスメントの相談があった場合は、外部に設置いたしますハラスメント問題調査委員会のほうで、調査から審議まで全て行っていただきます。それを基にハラスメントの事実があった場合におきましては、区長へ答申の後、事実を公表するというような流れになっております。

○西本委員

まず、その中で、副区長の場合はどこになりますかということ、これ、区長等となっているのですけれども、区長、副区長、教育長は、どういうフローになる、そこを少し説明をお願いします。

それから、事実の公表ですが、この事実の公表というのは、どういう公表になりますか。マスコミ報道ということを行っているのか、どういう報道を想定しているのでしょうか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

区長等に係る部分について説明いたします。

今回、区長等に含まれておりますのが、区長、副区長、教育長になっておりまして、それが全て下の分岐した矢印のハラスメント問題調査委員会のほうでの調査審議の対象になります。

また、公表の在り方につきましては、条例には詳細を定めておりませんが、今後、検討してまいるところですけれども、少なくともホームページの目立たないところに掲載して終わりというような形は考えておりませんので、真摯に行動してまいりたいと考えております。

○西本委員

相談した方の保護という意味では、どういう保護がされるのか。

それから、事実の公表についてはこれからということなのですが、公表をしっかりしてください。それをすることによって、安心して区の職員がお仕事できるかと思っておりますので、ここはしっかりと公表するという形をとっていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

あと最後に、先ほど言った相談者に対する保護の観点から、どういう保護をしていただくのでしょうか。

怖いと思うのです。区の職員は、こんなことを言ったらどうなってしまうのだろうか、そういうことがあると思うのです。なので、そこをやはり守っていかなければいけないと思うのです。それについての区の考え方を、教えてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

相談者への配慮についてご説明申し上げます。

まず、相談窓口におきまして相談する際も、相談者が抱える不安としては、おっしゃるとおり、知られたくないというところがかかなりあるかと思えます。そこにつきましては、きちんと相談者の意向を踏まえた上で、調査を望むのか、それ以外の対応を望むのかなど、相談者の意向に沿った体制を今も行っているところです。

また、今後、事実の公表というところになった場合は、さらに不安が増すかとは思われますけれども、そこにつきましては、相談者が特定されないような配慮はもちろんいたしますし、調査開始時には、こういう流れで事実の公表に至る場合もあるというご理解をいただいた上での対応をしてみたいというふうに考えております。

○須貝委員

今、ハラスメント苦情相談に係る対応フローとあるのですが、これだけたくさん条例が出ているので、見落としとしていたら申し訳ないのですが、そういうハラスメント等々あった場合に、職員は懲戒処分を実施すると明確に表記されているのですけれども、これ、区長、副区長、教育長に当たっては、区長にもしそういう問題があったら、副区長が調査委員会を立ち上げてやっていくということですが、こういうところは逆に第三者に言って、第三者が、そのハラスメントの現状に対して、事実の公表、どこまでが公表なのか分からないのですが、私は、記者会見でも開いて、しっかり区民に公表するというようなことでもない限り、上層部に対しては何も対応できないのではないかというふうに思うのですが、その点についてご見解をお聞かせください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず第三者機関の役割につきましては、こちらは附属機関として設置いたしますので、制度上は、やはり区長による諮問、区長への答申を経て、処分の措置が必要になってくるという制度上の流れがございます。

ただ、そこで上層部による恣意的なものによって公表されないのではないかとこのところにつきましては、今回、条例を定めた目的が、こういった対応を内外にしっかり発信していくという目的、また、職場環境の改善をしっかりとっていくところがございますので、そこは条例の目的に反することなく、しっかりと対応してまいります。

○須貝委員

しっかり、こういうふうに条例をつくって、区の姿勢は見せる、区民に見せるというのはいいのです、それは。でも、見せるということではなくて、しっかりこういうふうにやりますよ。

例えば、第三者機関が、区長の執行機関と独立して、きちんと調査できた上で、きちんと区民に公表するというところまでいかないと、職員は懲戒処分等の罰があるのに対して、上層部に対しては手を出せなくなる。いや、こういう取決めはあるのですよ、条例は。だけど、実質それは、条例はあるけれども、やはりどこかで止まってしまう。そのために第三者機関を置いて、その機関が、しっかりその役割を、公表という役割をしっかりとやる、それも別に区長とか副区長に関わらず、やはり権限上、やるということをしないう限り、やはりそこは落ち度があると思うのですが、職員の場合は処分、片一方の場合には、何かやりますよ。区長が駄目なら、区長に問題があったら副区長がやりますよ。でも、そこで止まっているような気がするのですが、そこを明確に公表というのは、記者会見でもやるのだとか何かというものがない限り、私は有名無実の条例ではないかというふうに思うのですが、もう一度ご見解をお聞かせください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

須貝委員の公表に対する姿勢についてお答えいたします。

確かに、今、条例に公表については、そこまで詳細には決めておりませんが、条例の実効性を果たせるためには、重要な措置だと考えておりますので、今後こういった形で公表していくかということにつきましても、しっかり検討してまいりますし、ハラスメント問題調査委員会という附属機関の役割につきましても、公表の在り方についても、ご意見をいただけるような形で調査審議を進めていければというふうに考えております。

○須貝委員

最後にもう1点。

民間では、第三者機関がしっかり調べて調査権も持って、それなりの処分を公表してやっている。それが社長だろうが、副社長だろうが、やはり明確にそういう処分、処分の対象として公表してしっかり対応している。ところが、行政の場合には、こういうふうに途中でとまってしまっているということは、私は、何か早く検討して修正するべきだというふうに思います。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。今の公表の規定なのですが、他自治体の条例を調べると、公表できる条例にしているところが多いのではないかと思います。当区の場合は、検討に当たって、「できる」ではなくて「公表する」と、絶対にするのだというところを書いておりますので、ここの趣旨を伺えればと思います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

松本委員ご指摘のとおり、確かに、他自治体の条例におきましては、できる規定になっているところが大半かと思えます。ここにつきましては、今回、条例化するに当たって、よくよく議論をいたしまして、やはり区の姿勢として、しっかり公表するという姿勢を示すために、こういった文言にしているところでございます。

○松本委員

首長等のハラスメントは、本当に重要な問題、大事な問題なので、どういうふうにこの条例をつくっていくのかということが大事だと思います。

その上で、私の調べた限りでは、やはり他の自治体は、公表できる、それは「できる」の規定だと、さっき須貝委員がおっしゃられたような、不安が生じると思います。だけど、当区の場合は、これを公表するのだというふうに条例の中で決意されているということは、これは他の自治体とは違うという、それだけ決意をもってつくられたということは一定程度評価すべきかなというふうに個人的には思っています。

その上で、どういうふうに公表するかというのは、いろいろ検討していただく必要はあるかと思えます。

次に、先ほどこれも須貝委員がおっしゃられていましたけれども、では、今日からきちんとできるのかということで、ここは本当に大事なところで、これはほかの、例えば、いじめの問題でもそうですし、内部調査の問題でもそうですが、この調査がきちんとできているのかというのは大きな課題になると思います。その中で、結構これは当区の中でも、これまでになかったことをやられていることがあると思うのが、ハラスメント問題調査委員会の委員長と委員の報酬を、一番高く設定されているかと思うのです。これまでは、委員長が一番上が2万6,000円だったのかと思うのですが、今回は、

委員を2万6,000円にして、委員長を3万円にしている。この趣旨を伺いたいのと、あともう1個、こういった附属機関をつくる場合には、常設にしている場合が結構あって、常設にすると、報告だけ受けているけれども、結構高めの日額報酬を受けているというふうな事案もあるように思える。一方で、今回のハラスメント問題調査委員会は、条文を読む限りは、諮問があった場合に設置されるように読めるので、例えば、年に1回開催されて、報告を受けて、そこで報酬が発生するみたいな感じではなく、何か起きたときに設置されて報酬が発生するというふうな仕組みになっているのか、この2点を伺えればと思います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

附属機関の報酬等について説明をいたします。

委員おっしゃるとおり、現在、品川区にございます附属機関に比べて報酬額を高く設定しております。この理由につきましては、この附属機関が、委員長が中心となりまして、主体的にハラスメントのヒアリング、関係者へのヒアリングですとか、調査報告書案の作成まで、一手に担っていただくことを想定しておりますので、そういった役割を踏まえて、高い日額の設定をしております。

また、常設かどうかという部分につきましては、相談があったときに迅速に対応できるように、あらかじめ委員を選定した上で、常設というような形を今は考えているところでございます。

○松本委員

そうすると、常設ではあるけれども、実際に多分、委員の方たちは出てこない、日額報酬は発生しないと思うのですけれども、それは実際に定例会があるとかというのではなくて、あくまで招集単位、例えば、調査委員会の事務局は常設としてあって、それで何かあったときに招集がかかって来るというふうな仕組みになるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

その辺、おっしゃるとおり、事案があったときに集っていただいて、調査・審議していただくような形の仕組みで考えております。

○松本委員

多分これまで、ここまで調査のための費用を払ってということは、これまでなかったのかなというふうに思っています。

一方で、多分、実際に調査するとなると、本当にすごく時間がかかって、これは、報酬日額の考え方は、例えば、ほかの委員会と言われるものと、委員会があったときの報酬はある程度想定されているものが多いと思うのですけれども、このハラスメント問題調査委員会の報酬については、実際に調査員が調査に当たったものに対する日額というふうに理解していいのかお伺いしたいと思います。

というのも、委員会を多く開きますとなったときに、これまで調査に関わっていないほかの委員にも日額報酬が発生してしまうので、結構バランスを変えてしまうことがあり得るのかなと思っています。だけど、実際に調査に当たる委員会については、調査に当たった人にきちんと日額報酬が払われる仕組みにさせていただきたいので、これをやらないといけないということが、3人に対して毎回この報酬を払うとなると、開催回数がやはり少なくなると思うのです。それに対して実際に調査をするのだったら、例えば、2週間ぐらいつと調査して、その人にだけ報酬を払うというのは、これもやはり適切な報酬の払い方としては大切になってくると思うのですけれども、この辺りの報酬の考え方は、最終的には、それはこの条例ではなくて、より内部的に決めていくと思うのですけれども、現状、どのように考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

報酬の考え方についてご説明いたします。

委員会が開かれたときの日額は、もちろん委員の皆様全員に支払われるものですが、それ以外のヒアリングですとか報告書作成に係るものにつきましては、実際に担当していただいた委員に、それ相当のものとしてお支払いすることを想定しております、そこも含めまして、ヒアリングだったら1日当たり何人で可能だろうかとか、そういったところも含めて、この日額設定をいたしました。

○石田（ち）委員

安心して相談できることが大事だと思いますし、やはり相談される方は、相談して本当に変わるだろうか、大ごとになってしまったらどうしようとか、そういう不安を抱えているので、安心して相談できるということをさらに周知していくことが必要だと思うのですが、「あります」と言っても、現に今、相談できずに、それでもハラスメントがあるのだよなという職員の声もあつたりするので、安心して相談できて、ご本人の意向に沿って進められるものとか、そういう細かいことをお知らせして、やはり苦しみを取り除いて元気に働いてもらうという状況をつくっていくべきだと思うので、こういう条例で姿勢を示すことは大事だと思うのですが、今後、これまでも、先ほどのフローで上側のラインは、今までの流れにもあったということなのですが、さらに区長からのハラスメントが今回新たに取り入れられて、そういう条例ができて、さらに安心して相談してほしいのということを示さないといけないと、相談につながらないとともに被害は減らない。なので、そういうことを周知していく、広げていくためには、今まで以上に何か工夫されることあるかどうか、少し伺いたいと思います。

○川村コンプライアンス推進担当課長

職員への周知についてご説明いたします。

今までも職員への周知につきましては、定期的に庁内のインフォメーション等でお知らせしているところではございますけれども、この条例制定を契機にいたしまして、こちら、施行日の7月1日までの期間もございまして、そこでより一層の周知に努めてまいりたいと思います。

やり方につきましては、皆様、いろいろなご意見をいただきながら、今後、準備をしっかりと進めていきたいと思っております。

○山本委員

私からも質問いたします。

今回、このようなハラスメント防止条例が設置されるということは、よいことだと思っております。

今回、この条例によって新しく設置されるハラスメント問題調査委員会というのは、区長等からの独立性を担保するということがすごく大事なことだと思うのですが、委員会の委員長や委員をどのように選出していくか、その考え方があればお聞かせください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

附属機関の委員の選定についてご説明いたします。

こちら、区長等からの中立性ですとか、第三者性を担保することが非常に重要と認識しておりますので、例えばなのですが、弁護士につきましては、弁護士会を通じた推薦を受けるですとか、そういった区との関わり以外のところから委員の方を選定できればというふうに考えております。

○山本委員

区との関係がないと思われる、客観的にも見える、そういった方で公正公平にご判断いただける方、そして、そのように周りからも見える方をしっかりと選んでいただきたいと思っておりますので、そのように

進めていただきたいと思います。

先ほど、他の委員からも質問がありましたけれども、今回、条例ができる経緯のところでは、昨年来、議論があった職員アンケートとの関係性がやはりあるのかなと思いますし、むしろそうであってほしかったなというふうに思うのですけれども、そういった実態に即して改善していくから対応するということがあるべき姿だと思うのですけれども、今回、そのようなご答弁がなかったことは少し残念だというふうに思いました。これは私の意見でございます。

一方で、今後に向かって、職員の皆さんが働きやすい環境、パワハラを意識せずに働ける環境づくりこそがすごく大事なことだと思いますので、この条例をつくって、実効性のあるものとしていただくことを強く望みます。

最後に、お考えの確認になるのですけれども、この条例をつくった後、こういった相談がもし寄せられた際には、真摯に職員の方からのご意見を酌んで、しっかりと調査するということと、そして、ハラスメント防止に取り組んでいくというお考えでよいかということを確認させていただきます。

○川村コンプライアンス推進担当課長

今後の条例制定後の区の姿勢についてお答えいたします。

こちら、条例をつくって終わりではなくて、しっかり職員からの相談に対応できるような体制をつくりたいと考えて、今回、条例を制定しておりますので、職員への周知ですとか、啓発活動も含めまして、職員に対して実効性のある取組を進めてまいりますし、その姿勢を区民の方に見ていただくことで、区政の信頼が確保できるというふうに考えておりますので、真摯に対応してまいります。

○山本委員

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

ほかの委員の方からもご要望がありましたけれども、これに相談を寄せられる方の立場を守ることとても大事なことだと思いますので、私からも要望して質問を終わります。

○西本委員

ごめんなさい、1点だけ。確認だけです。

ハラスメント問題調査委員会は外部ということで、それで、区と関係ないところの弁護士などという形にさせていただくということも分かりました。

苦情処理委員会というのは、これは、職員5名以内をもってということなのですが、ここの中には専門家の方々も入れないということですか。これはあくまでも職員5名ということは、部長とか、副区長とか、区長とかが入るのですか。これ、少しイメージが、誰がやるのですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

苦情処理委員会についてご説明いたします。

こちらは確かに職員5名以内で設置される委員会でございます。委員長は、区長室長というふうに定められております。委員には、確かに専門家は入らないのですけれども、その前段の苦情処理調査担当のほうに、コンプライアンス推進担当におります弁護士資格を持った指導員が調査に入りまして、中立的第三者性を確保した形で調査を進めた上でご審議いただきますし、その手前の相談窓口にも、外部相談窓口として弁護士がおりますので、そういったところで専門家の知見をいただきながら公正に調査審議を進めてまいる体制になっております。

○西本委員

これはお願いなのですがけれども、苦情処理調査担当と相談窓口に専門家の方々というのですが、

できれば、今までの区とのあまり関係していない人をお願いしたいと思います。

なぜかという、今までの成果が見えないところがあるので、ただ、フローの上のラインというのは、見直しを図ってもらわないと、形はいいと思うのです。でも、人選という中で、今回の条例の中で示されたことが本当にできるのだろうかというのは、少し私、信用できない部分があるので、できれば、今までではない方で、今まで区とやっているのではなくて、本当に弁護士会からの推薦とか、その方向では結構長けている人をぜひ選んでいただきたいということで、ここは本当に窓口になる方々ですから、非常に慎重に行っていただきたいと思っておりますので、お願いします。これ、分かったら、職員5名と書いてあるだけで、誰々ということは書いていないのですけれども、今後入ってくるのですか。この条例の中に入ってきます5名という、「5名以内をもって組織する」と書いてあるのですけれども、その5名は誰ぞやというのは、ここに入る形になるのでしょうか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

苦情処理委員会につきましては、事案ごとに人選をしている場合もあります。相談者や行為者と関わりのない方に審査していただきたいところがあるので、事案ごとに委員が代わるというところもございますので、委員が誰だったかというところまでは、公表の対象にはしておりません。

今、確定的に申し上げられることとしては、委員長が区長室長というところになります。

○石田（秀）委員長

1点だけいいですか。

確認なのですけれども、「令和8年7月1日（施行期日以後に苦情相談窓口に出のあった苦情相談について適用）」と書いてあるのだけど、例えば、今日相談があって、それが継続していたらどうなるのかということもあるではないですか。

それからあと、例えば、もう精神的にもまいってしまって退職されたと、例えばです、だけど、退職して精神的にも大分復活してきたと。これはもう許せないと例えばあって、それで訴えたけれども、もう職員でないという場合があるではないですか。こういう方は、この7月1日以前ではないですか。もしそういうことがあったとしたら。そういう人はもう対象外なのかということだけ教えてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

施行期日と事案と相談者の関係についてご説明いたします。

こちらは、7月1日以降の相談というのは、あくまで相談日を想定しておりまして、それ以前に起きた事案につきましても、ご相談いただくことは可能です。

また、相談者についての定義ですけれども、こちらは品川区の条例におきましては、退職後1年以内の職員も対象としておりまして、理由といたしましては、やはりハラスメントを理由に退職するということが考えられますし、当事者がまだ在職中であれば、そのハラスメント問題を調査することが職場環境の改善、向上につながるという条例の目的に照らしても妥当だと思われまますので、そういった形で対応してまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員長

では、それでいいですね。

ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

一言、さっき忘れていたことで、先ほども少し触れましたけれども、今回の条例は、ほかの自治体よりもかなり先進的なものをつくられているので、それは区の一定の覚悟が示されているものかと思いません。公表の部分がすごく大事だというふうに申し上げましたし、民間との違いで少し申し上げれば、民間の場合は、会社の中の話だと思いますけれども、今回、私たちが1つ注目していた「区長等」というのは、特別職なので、これは選挙であるとか、あるいは直接請求で区民の側が対応していくということは可能なのかなど。大事になってくるのは、公表して、情報を公開していただいた上で、あとは我々議会側がきちんと確認していく、糾弾するべきところは糾弾していく。今後、規則もこれからつくられると思うのですけれども、規則をきちんと確認していくとかということが大事になってくるのかなと思います。

1点だけ、ほとんどのほかの条例でも、ほぼない規定ではあるのですけれども、条例に今回なかった中で、運用状況の公表の部分です。運用状況のところが、規則でも定めることは可能かと思うので、実際にどういうふうな処理が、処理件数とか、そうしたところを公表していただいて、我々もそこに注目できるようにしていただければなというふうに思います。

以上が意見で、賛成いたします。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第13号議案、品川区職員等のハラスメント防止等に関する条例（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を含む。）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時18分休憩

○午後1時20分再開

○石田（秀）委員長

総務委員会を再開いたします。

(5) 第14号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(5)第14号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から、第14号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

職員定数につきましては、毎年度、業務遂行に必要な人員について見直しを図っているところでございます。

資料の1ページ目、新旧対照表をご覧ください。

改正内容でございます。

今回、大きく3点ございます。

1点目といたしまして、第1条の条文におきまして、本条例で使用しております職員の定義に主務教諭を加えるというものでございます。これは学校教育法の改正に伴う規定整備でございます。

2点目、第2条、令和8年度における職員の定数につきまして、今年度から49人プラスをして2,752人とするものでございます。

3点目は、付則のところ、定数を超える員数につきましては、120人を限度といたしまして令和9年3月31日までは定数外とさせていただきたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。

2ページ目、3ページ目は、所属別の定数の増減内訳。

さらにおめくりいただきまして、4ページ目は、職種別の定数の増減をそれぞれお示ししてございます。

こちらを用いながらご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご覧いただければと思います。

まず、一般事務でございますが、増減、差引きで31名の増でございます。

企画課は、行政評価などの推進に伴う体制強化のため1名の増、財政課は、財政計画の作成、都区財政調整交付金の関連業務、起債に関する事務等への対応のため1名の増。デジタル推進課は、生成AIなどデジタル技術を活用した業務改善、DX人材の育成等に係る体制強化のため2名の増、経理課は、公契約条例の施行に伴う事務の本格運用による業務量増への対応のため1名の増、税務課は、ふるさと納税業務の充実に伴う体制強化のため1名の増、総務課は、各種法律相談への対応、文書審査事務、国際交流事業の拡充、コンプライアンスの推進等に伴う体制強化のため3名の増、戦略広報課は、情報公開、個人情報保護に関する事務への体制強化等のため1名の増、人事課は、職員数の増、採用事務量の増、採用形態の多様化に伴う給与事務量の増などに伴う対応のため1名の増、新庁舎整備課は、現庁舎跡地活用計画の策定等に伴う体制強化のため1名の増、地域センターは、日曜開庁窓口の縮小に伴い2名の減、子ども育成課は、朝の児童の居場所確保事業、朝食支援事業の実施、すまいるスクールの充

実、子どもの権利に関する新条例の制定などに伴う体制強化のため2名の増、子ども家庭支援センターは、ファミリーサポート事業、乳幼児ショートステイ事業の拡充などに伴う体制強化のため2名の増、子育て応援課は、給付型大学生向け奨学金事業の実施に伴う体制強化のため1名の増、福祉計画課は、重層的支援体制整備事業、孤独・孤立対策事業、避難行動要支援者対策事業等の推進に伴う体制強化のため4名の増、障害者施策推進課は、事業所指定事務、指導検査事務、計画策定事務、施設整備など、各事業の推進に伴う体制強化のため2名の増、障害者支援課は、視覚障害者向け遠隔サポートシステムの導入、障害児（者）移動支援事業の拡充等に伴う体制強化のため4名の増、健康課は、がん検診事業の拡充等に伴う体制強化のため1名の増、国保医療年金課は、データヘルス計画、国保基本健診実施計画期間中における中間評価への対応などのため1名の増、教育総合支援センターは、特別支援教育推進計画の策定、特別支援学級の新規開設、就学相談をはじめとする各種相談対応件数の増加等に伴う体制強化のため4名の増としております。

続きまして、福祉職でございます。差引き11名の増としてございます。

子ども育成課は、朝の児童の居場所確保事業、朝食支援事業、子ども権利擁護事業等の推進に伴う体制強化のため3名の増、業務内容の検討に伴う職種の変更により2名の減、差引き1名の増としてございます。子ども家庭支援センターは、事務職への職種変更により1名の減、保育施設運営課は、こども誰でも通園制度、各種相談業務等への対応強化などのため3名の増、品川区児童相談所は、虐待ケースへの対応強化、里親支援事業の充実に伴う体制強化のため4名の増、福祉計画課は、各種事業の推進等に伴う体制強化のため1名の増、障害者支援課は、各種事業の拡充等に伴う体制強化のため2名の増、生活福祉課は、ケースワーカーに係る業務量の増に対応するため1名の増としてございます。

児童指導につきましては、品川区児童相談所におきまして、児童の一時保護対応への強化を図るため3名の増としてございます。

心理職につきましては、全体で4名の増としてございます。

子ども家庭支援センターでは、子育て支援に係る専門プログラムの充実への対応などにより1名の増、品川区児童相談所は、児童の心理相談、心理治療等への対応強化のため1名の増、荏原保健センターは、健康相談、訪問相談等への対応強化のため1名の増、教育総合支援センターは、就学相談など各種相談対応件数の増加などに伴う体制強化のため1名の増としてございます。

学芸研究でございます。

埋蔵文化財包蔵地における発掘調査、指導等への対応強化のため、庶務課に1名増員としてございます。

保健師でございます。

母子保健事業、精神保健事業、難病対策事業、5歳児健診事業の充実などに伴う体制強化のため、品川、荏原の両保健センターに1名ずつ、計2名の増員としてございます。

用務職につきましては、退職不補充とし、業務の委託化にて対応しており、令和8年度は7名の減と、学校におきまして、実数に応じて減員をしてございます。

固有教員につきましては、段階的な増員に向けた対応として4名増員としております。

以上、合計で61名の増、12名の減とし、差引き49名の増でございます。

最後、5ページ目の資料につきましては、参考といたしまして、昭和58年度以降の定数条例における職員数の推移を掲載してございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○澤田委員

ご説明ありがとうございます。様々な部署で職員定数が、全体に大幅に増えている、とてもいいことだなと思っております。

その中で、小・中学校での固有教員が4名増となっていることも、とてもうれしいことだなと思うとともに、今後、品川区の教育をより深く理解して、品川区特有の固有教員の先生が、さらに増えてほしいなという思いでありますけれども、用務の定数が7人減となっているのですが、これは、なぜ減になっているのかということと、用務の方が減となった理由、経緯などがあれば教えてください。

○宮尾人事課長

用務職につきましては、この間、区では、職員が退職をした際に、その退職で生じた欠員を業務委託にて対応という大きな考え方でこの間やってございます。今回たまたま退職者が重なったということで、その分も従前の考え方にのっとりまして、業務委託にて新たに対応していくというような考え方でございます。

○澤田委員

改めて確認なのですが、では、その用務の方が全体として数が減ったわけではなくて、職員の方が減って、その分補ってはいるから、学校の中の業務自体は別に問題ないというか、誰かに負担が寄ったりとかということも、困ったりということもないという意味というか、形でいいのでしょうか。

○宮尾人事課長

確かに職員数、職員が退職をしたところを補充せず、業務委託を入れている、新たに入れるということになりますので、用務職全体としての数は減っていくのですが、ただ、減った分は業務委託にてそれはしっかりと業務の質は担保してございますので、業務全体への影響は基本的にはないのかなというふうに捉えております。

○澤田委員

分かりました。ありがとうございます。

○石田（ち）委員

今の澤田委員の質問に関連してですけれども、用務職が退職不補充ということで、業務委託で対応と。私たち共産党としては、やはり委託ではなく、直営でということで、やはり用務といっても、地域との関わりを大変深く持たれている方が多いです。災害時なども、委託だと帰ってしまうのですけれども、直営であれば、責任を持って、その学校の子どもたちを、災害時も見られるし、教員とはまた違った視点で支援ができるという、そういう役割も大きくある、経験を重ねている方が本当に多いと思うのです。

なので、減らすのではなく、むしろ増やしてほしいし、委託はやめて直営にというのが共産党はずっと求めてきているところなのですけれども、今、委託で補充はされているということでしたけれども、今回、7人が減りますけれども、それを委託で補充というのは、7人まるまる委託で補充されるということでもいいのかということをお聞きしたいのと、あと、新たな施策が打ち出されるもとの、やはり職員を増やしてほしい、区民のための施策なので、それを安心して業務にかかれるように、やはり職員も人数を増やしてほしいという声も多々聞かれるのですけれども、今回、結構増えるのですが、今後さらに令和8年度予算、これからの議論ですけれども、そういったところでも新たな施策等を打ち出されると

思うので、そういったところでの職員定数というのは、もっと抜本的に増やさなければいけないのではないかなという思いがしていますが、区の考えをお聞かせください。

○宮尾人事課長

2点、お尋ねいただきました。

まず1点目の委託に関することですけれども、委託化をすることによって、この業務の内容をお願いしますという、それはもう仕様の中でやり取りして決めますので、例えば、職員を、それをクリアできれば、職員が1人でなければいけないということはありません。場合によっては、例えば時間帯によっては2人入ったりとかということもあります。要は、区からお願いする業務の内容をしっかりと履行していただければというところが前提になってきますので、その点については、仕様なりの中で決めていっているというものでございます。

ですので、必ずしも委託のところは職員が1人だけというところではございません。もちろん1人の時間帯もありますが、逆に複数の配置になる日、時間帯も発生してくるというのが実情でございます。

それから、今後の職員定数の考え方ですけれども、こちらも、今回のご提案もそうですが、業務量が一定程度増えてきて、それが年間を通してずっと業務量の増大が見込まれるところには、しっかりと増員をさせていただいているところでございます。

ただ、やはりやみくもに職員は多ければ多いに越したことはないと思うのですが、やはり人件費というところで、これは、元を正せば公金でございます。そういったところも視点もしっかりと併せ持ちながら、職員の定数については考えてまいりたいと思っております。

○石田（ち）委員

用務のところ、区がお願いした業務内容を履行してくれれば、1人のときもあれば、2人のときもある。そうすると、用務員の総数としては変わっていないということなのか。少し減っていますよということなのか、そこが分かれば伺いたいのと、あとやはり、職員の数ですけれども、その方々が、要は、区民へのサービス提供という形にもなっていくと思うので、職員の方が気持ちよく働けるということが区民へのサービスにもつながるといことになると思うので、そこはぜひ各所管から、いろいろな職員増の要請等も来ると思うのですけれども、そういったことも積極的にぜひ応えていただきたいなと思います。

用務のところをお願いします。

○宮尾人事課長

確かに正規職員そのものは、繰り返しになりますが、退職をしているところを不補充とさせていただいていますので、絶対数としては減るようになっていきます。

ただ、委託を導入した園なり学校については、委託をしてくれているスタッフの方が入りますので、そこがゼロになるということは基本的にはあり得ないのかなというふうに思っておりますので、基本的には、職員の数というのでしょうか、そこは現状というか、担保、学校の数、園の数はしっかり担保されているものと認識しております。

○西本委員

まず、分かっただけいいのですけれども、主務教諭というのは何でしょうかということと、それから、付則のところですけれども、この2のほうの「120人を限度として」ということで、「定数外とする」、これ、意味がよく分からないので、これはどういうことなのかということと、それから、49名ということなのですか、これは、現状、これから増やしますよという人数なのですか。それとも、

もう既に何人かは配慮されていてということなのか、いつからこれはスタートするのかというところ。それから、49名アップするということになる、職員費も結構になるのではないかと思いますので、それがどのぐらいのレベルを考えておられるでしょうか。まずそこを教えてください。

○宮尾人事課長

幾つかお尋ねいただきました。

まず、主務教諭のところでございますけれども、こちらは関連の法律が改正したことに伴いまして、教諭と主幹教諭の間に位置する職層というものだというふうに捉えております。

教育活動について、学校横断的な取組において、学校内外を総合的に調整する役目を持つということでございますので、例えば、我々事務職で言うと、一般職員の上の主任という職、そのぐらいの職層の位置づけになるイメージというふうに受け止めてございます。

それから、定数外を120人を限度に年度内という考え方でございますが、一番分かりやすい例で言うと、育休です。今は少し職員の年齢構成、それから、最近で一番大きいのは、やはり男性の育休です。育休に入って抜けた職員のところを正規の職員で補充するとします。その休んでいた職員が年度内に復帰するとします。そうすると、1つのいすのところには2人職員が在籍するような形になります。これを2としてカウントしてしまいますと、定数条例を超過してしまうということがあるので、この戻ってくる職員を、その年度内に限っては定数外とさせていただいて、年度内で解消して、新たに翌年度を迎える、この定数外とさせていただく人数を令和8年度においては120人を上限とさせていただきたいと、こういうご提案内容でございます。

それから、49人の増ということですが、これはまさに今、採用活動が大詰めを迎えているところでして、これはあくまでも令和8年4月1日に向けて、この動きを今とらせていただいているというところでございます。

職員費ですけれども、本当にこれは、例えば、今、職員も、いろいろ新規採用もいけば、例えば経験者採用もいけば、前職のある方は、一定程度、前職を加算して初任給を決定しますので、一概に1人幾らとは、なかなか計算しづらい部分はあるのですけれども、ただ、やはり社会保険料費とか、雇用主負担分を入れると、最低でもやはり1人800万円、700万円から800万円ぐらいは見ておく必要があるのではないかとこのようにとらえております。

○西本委員

この一般事務もそうなのですが、組織改正になって、前は部署、要は、部であった部署とかがあって、仕事の分散化があるから、それぞれのところにプラスアルファという人数が必要になっているのか、これは例えば、関連になっていくと、仕事量は、今までだと増えているのだろうけれども、連携事業なども多いわけだから、前だと、もっと連携した形でお互いにカバーしているという仕事の内容。だけど、今は、割と分散化してしまっているからゆえに、それに当たる課長職であったり、職員の数を増やしていかないとできませんよというふうになってはいないのですか。

だから、こういう形で付加していかないと、要は、縦割りでやっているから人数がある程度いないと回らないということなのか。少し前だと、お互いに連携という形でやっているから、長がいて、それぞれの課長、その下という形でいろいろ協力しながら、連携しながらやっていたと思うので、やる仕事は仮に一緒だとしても、そちらのほうがやりやすかったのではないかと、逆に、分散化することによって人数が必要になってしまっているという現象は起きていないのか、その辺はいかがですか。

○宮尾人事課長

この定数は、職員をどのぐらい増やすかというようなことを最終的に決めるに当たっては、各部署と、人事課でヒアリングを行います。その中で、例えば、ある所属は何人増やしてほしいというような要求をいただくのですが、我々、中身をしっかり見させていただいて、例えばこの部分は、今まさに委員がおっしゃられたように、「その係だけではなくて、隣の係と協力し合いながらやればできますよね」というようなやり取りもやらせていただいた上で、それでもなお、真に必要な、これは増員が必要だと認められる部分については増員をさせていただいているというところがありますので、場合によっては、全てのご要望にはお答えはしていない、できていないというところもございます。

○西本委員

ただ、仕事が細分化してくると、当然そこには経緯とか人材が必要なわけであって、そういうふうになりつつあるなという感覚はあるのです。だけど、それはお互いの協力体制、これが連携事業とも一体、今でもあると思うのですけれども、連携事業なども考えたときに、やはりそういうお互いに情報を共有しながら、責任の範疇も、ある程度、折り合いながらという形ができるのではないかなと思うのです。

なので、これ、一番後ろの定数条例関係ということでまとめている表があるのですけれども、平成27年度までは、マイナス5人とマイナスですよ。これは定数削減という形で行革の中で定数を削減してきたということがあって、保育園需要が増えてきたということもあって、どんどん結構増えてきたという、それは分からないではないのですけれども、結構な人数が増えているのです。なので、もちろん、それに加えて、再任用とか、業務委託とかということをやっているということを見ると、これは、だから、この程度で済んでいますということなのか、まだまだこれを増やしていかなければいけないということなのか、今後、どういう構造的に考えていくのでしょうか。

○宮尾人事課長

今、委員からもお話がありましたように、全ての業務量に対して、では、全てを正規職員で採用していったらと、これはやはり人件費ですとか、すごいことになってしまいますので、これは、今おっしゃられたように、例えば、この内容、この業務量だったら委託をするとか、あるいは、会計年度任用職員にする、それから、臨時的任用職員とか、いろいろ採用形態もありますので、そういったものをトータルで判断させていただいて、この定数を考えているところでございます。

ここから先というところなのですが、やはり業務量がこの先どうなっていくかというのは非常に見通しとしては難しいところではあるのですけれども、少なくとも急激に減っていくというような見込みは少し立てにくいのではないかなというのは、感覚ベースにはなってしまいますけれども、感じているところでございます。

○須貝委員

このたび、職員の人数が業務量に応じて増えていくのは致し方ないと思うのですが、今、民間ではAIを駆使して、職員の削減を努めているという動きがやはりあると思います。恐らく品川区もいろいろ考えられていると思うのですが、そういうAIをやはり駆使してやっていって、職員一人一人の仕事量も減っていくだろうし、負荷も減っていくということで、私は、そういう方面は進めるべきだと思います。足りない場合には、今の時点では、やはり職員増も致し方ないのかなと思うのですが、この中で少しお聞きしたいのは、昨今、職員の中には、ご病気や精神的に病んでいて、業務に対して不十分な方が増えているという話も聞いております。それは、そういうことに対して、今回、増員するというのもあるのでしょうか。

また、こういう方たち、業務遂行に対して不十分な方たち、区の現在の職員の中で、どれほどの人数

がいらっしゃるのか、それを分かる範囲で教えてください。

○宮尾人事課長

まず、AIのところでございますけれども、当然、全てを職員が手作業でやるということではなくて、もちろんそれも方法の1つですが、様々な技術が、今、急速に発達しておりますので、そういったものはしっかり活用していく、これは考え方の1つとして持っております。

それから、休んでいる職員でございますけれども、精神系の疾患で休んでしまっている職員は一定数おります。今年度で言いますと、4月1日時点で、30名ほどおります。こういった職員が長期に渡って休むというようなことが見込まれる場合には、場合によっては、正規職員を補充する場合がありますけれども、その辺は、休みの長さ、欠員となる期間の長さによって、例えば、別の手段を提示したりとかということもございます。

いずれにせよ、休んでいる職員、あるいは、なかなか組織の力になりにくいような職員が、指導育成はもちろんですけれども、そういった職員が1か所に偏ったりしないような、そういったものも人事異動などでも対応しているというところでございます。

○須貝委員

今、本当に様々な方がいらっしゃるの、人事課としては、どういうふうに人を配置するかというのは本当に難しいと思います。

また、それぞれ皆さんには個性もあるし、考え方、判断力、様々違うと思うので、本当にご苦労されていると思いますが、1つだけ追加でお聞きしたいのは、約30名という話ですが、これは、学校の教員、これは入らないということですよ。要は、学校の先生はあくまで東京都の管轄というか、管理なので、そこはこれに入っていないということよろしいでしょうか。

○宮尾人事課長

先ほど私が申し上げた約30名という数字の中には、あくまでも任命権者が区長ということなので、学校の先生、東京都の関係になってまいりますので、含まれていないということです。

○須貝委員

私、いつも思うのだけれども、品川区の学校で、一応、品川区が管理していたら、やはり東京都の職員であろうと、やはり数字として、参考として載せるべきだと思うのです。やはりそういう学校の先生も、品川区の子どもたちのために働いていらっしゃる、指導しているのですから、そういう方たちの数字も載せていただけるとありがたいなと思います。

○塚本副委員長

今、人手不足と世の中ですごく言われていて、その中で、49人、来年必要だということで、採用、今まさに49人を確保するという最中だと答弁もありましたけれども、これは職員の採用、私の理解がどこまで正しいか分からないですけれども、23区で一括採用して、各区に割り振られるというか、そういう仕組みの中で、品川区としてはこれだけ必要ですみたいなことを、東京都との間の調整というか、言いたいことは、区としてこれだけ必要なのでということが通るのかどうかということです。そこはどのような状況なのでしょう。

○宮尾人事課長

職員採用の部分ですけれども、委員のお見込みのとおり、基本的には23区で人事委員会を持っておりますので、そこで共通して動いていくような形になります。

ただし、職種によっては、各区に権限が下ろされておりますので、例えば、代表的な例で言いますと、

保育士は、各区で選考をするというような方式をとってございます。

23区に、これはもうかなり早い段階から、何回かあるのですが、区のほうに、大体何人ぐらい採用したいと、もちろん前になればなるほど少し数字としては荒くはなるのですが、大体このぐらい欲しいということで、それを23区集計をして、人事委員会でどのぐらい、では、一次試験を合格させて名簿に登載させるかというような算段を、まさに23区のほうでやってくれます。

基本的には、職種によっては、なかなか区の採用したい人数が必ずしも採用できないという職種はどうしても出てきてしまうのですが、おおむね区が採用したいという人数は採用できているという状況でございます。

○塚本副委員長

今のお話で、ああ、そうなのですかと、少し意外な感じもしているのですがけれども、人手不足の中で、必要な人数が集まらないというのは、いろいろな業界で言われている中で、公務員は、そういう意味では、必要な求人に対して十分な応募があるというような、応募と言っても、試験を通らないといけないから、希望すれば誰でも採用できるというわけではないという難しさもあると思うのですがけれども、おおむね23区全体として見ても、欲しい人数、必要だといわれている人数の募集というか、採用選考への応募状況について教えてください。

○宮尾人事課長

確かに採用はできてはいるのですが、23区全体の数字を見たときに、やはりそもそもエントリーをしてくれる数は減っている。倍率もやはり、これも職種によるのですが、減っていたりとかということはあるので、その辺は決して楽観はできないなということで、我々区のほうも、いろいろな対策をとって、少しでも品川区に、将来の就職の選択肢として品川区を挙げてほしいという取組をやらせていただいております。

ですから、23区の人事委員会でも様々な対策をとって採用の間口を広げようと、例えば、試験の内容を簡素化したりですとか、時期をずらして学生が受けやすい時期にするですとか、あるいは、回数を今まで1回だったものを2回やるですとか、様々な取組をやっております。そういったことがやはり功を奏しているのではないかということは実感として持っているところでございます。

○山本委員

私からも質問させていただきます。

先ほどのご説明で、主に増員は新規事業の追加によって、それぞれ増員になっているというご説明をいただいていたと思います。結果、これで令和8年度の新規事業も踏まえて、各部署で、これで十分というか、回るというご理解で進めていらっしゃるということでいいかということを確認させていただきたいというところです。

今年度は、教育委員会の学務課とかは、いろいろな事情もあって、突発的な事象もあってかなり大変だったのかなという気がしているのですが、この定数を見ると、教育委員会という、庶務課の方が学芸研究で1人増えるだけになるのですか。あと、教育総合支援センターの部分というところでどまっているのかなというところで、教育委員会関係は、もう少しそれぞれ進めている新規のところもあったりすると思いますので、プラスのほうがいいのではないかと思ったところもあったのですが、その辺りは、これでよいのかというところの確認をさせてください。

それから、ここまで事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めてきていて、来年度も、予算ベースでいうと15億円ぐらいは減らすということ言われていて、ここはその事業を減らすということは、あ

る意味、人員のところも捻出できるところでもあるのかなというふうに思うのですけれども、この辺りは、定数との関係性で、どういうふうに考えられているのかということをお教えください。

○宮尾人事課長

何点かご質問をいただきました。

まず、来年度、今回、49人の定数を増やさせていただくとご提案をさせていただきますが、この人数で令和8年度しっかりと事業を遂行して、区民の皆様にご満足いただける体制で臨んでいけるのではないかと考えております。

教育委員会の部分ですけれども、例えば、今、委員お話ありました学務課においては、例えば、年度途中に職員に異動してもらって、ある部署から学務課のほうにというような感じで、年度途中でも随時そういった必要に応じて体制強化、体制補強はやらせていただいているところがございます。なので、そういったところも含めて、年度途中、それから年度当初とあわせて体制の強化を図っているところがございます。

それから、最後のスクラップ・アンド・ビルドのところでございますけれども、今回も数字として出させていただいているのですが、例えば、日曜開庁の窓口が縮小したことによって地域センターの定数を削減というようなことはやらせていただいている。今後も、必要などころにはつける、それから、役目が終わったところからは引き上げる、減ずるといったようなことを両方しっかりと対応していきたいと思っております。

○山本委員

ご説明ありがとうございました。年度途中で業務の変化に応じて柔軟に異動して、忙しい部署をてこ入れするというのは、ぜひ進めていただいて、一部に業務が集中しないように進めていただければと思います。

スクラップ・アンド・ビルドのところについては、業務を削減したのであれば、そこから携わる人を減らすことができ、そこから別の事業に携わってもらうというような配置転換もできるのかなと思いますので、予算的な削減だけでなく、人員の創出という観点からも、見える化をしたほうがいいのかと思いました。今の話でいうと、もう少し、例えば捻出できているところがあるのだとすると、そういうことも示しながら、スクラップの有効性とかを示していくということだと思います。基本的には、新規事業をいろいろと進めていく中では人員が必要になってくるので、それは採用でやっていくことも有効ですけれども、組織の中でひねり出していくというアプローチもあって、当然やっつけらっしゃると思うので、それを見える化していくということはすごくいいのではないかとということで、そういったところも検討いただければと思います。

あと、採用のところですが、塚本副委員長からも質問がありましたけれども、なかなか対応が難しい中で、今、主要な業務のところは順調に対応できそうな見通しだということで安心いたしました。一部集まりにくい業種があるということでおっしゃっていて、保育士などおっしゃっていたのですけれども、その辺り、業種についてどういうものがあるのかを確認させていただきたいのと、そこに対しての打ち手はどのように考えていらっしゃるかとことを確認させてください。

○宮尾人事課長

採用の部分でございますが、23区全体のテーマなのですが、やはり専門職系、例えば建築職、電気職、機械職、こういったところは、品川区に限ったあれではなく、23区全体で、そもそもエントリーをしてくれる数がなかなか厳しい状況であるということで、先ほどと一部重複しますが、こういったこ

とを受け、人事委員会のほうでも、様々採用選考の時期をずらす、回数を増やす、それから、試験の内容を見直す、こういった取組を進めているところでございます。

○山本委員

分かりました。そのような工夫を進めて、採用が進むことを願っております。

業務量に応じた適正な定数配置を実現していただいて、一部の方々に負担がかからないように進めていただきたいということと、新任の方が増えると、またそれをお教えしたりする負担もかかってくるというところで、そういったところも考慮して組織運営を円滑に回るように進めていただきたいと思えます。

○石田（秀）委員長

私から1点。

職種別増減表があるのだけれども、一般事務も含めてだけれども、さっき言った専門職は別として、土木職は少ないと思うんだよな。それは、土木職が楽をしているかという、そうも見えないし、みんな大変そうにやっているのだけれども、土木職を採用しても、多分、全員断られているのだろうなと思いつつこれを見ているのだけれども、それは間違いか、合っているかだけ教えてほしいのが1つ。

それからあとは、一般事務は、全員が第1希望の人が来ていると思っているのだけれども、それで正しいかどうか。

それから、どれぐらい第1希望の人も、第2希望の人も含めて、何人ぐらい品川区を希望していただいて、どれぐらいの人数を断っているという、肌感覚でもいいのだけれども、それも教えてほしい。

○宮尾人事課長

土木職だからという理由で、即座に認めないということはないです。ただ、実際、採用できるかどうかというのは、また所要人員とは別のステージで検討させていただいて、結果として、採用ができなかったという、できなくなるということも理論上はそういうことは発生する余地はございます。

品川区を希望していただく職員の割合というか、感覚なのですが、23区では第3希望まで区を書くことができます。これは人事委員会の中でどのような割り振り方をしているかは、なかなか全てをつぶさに知るということは、全体像をつかむということはなかなか難しいことではあるのですが、かなりの確率で、肌感覚で、7割、8割ぐらいの方は、品川区を第1希望に書いていただいているのではないかと印象を持っています。なぜ品川区を希望してくれたのか、採用面接では必ず質問をするのですが、やはり区の様々な取組、近年の様々な取組が、やはりすごく印象に残っていて、それを自分がその一員となって仕事を進めていきたいと、こういうふうに答えてくれる方がかなり多くなっております。

○石田（秀）委員長

断っているのは、どれぐらいあるか。

○宮尾人事課長

面接の内容ですとかをトータルに、残念ながら少し合格の水準に届いていないという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そうですね、その辺については、どのぐらいの数かというのはこの場でお答えが難しいですが、品川区を希望してくれているという方は、熱い気持ちを多く持ってくださいますので、やはり我々としては、1人でも多くの方に品川区を第1希望と書いていただけるような取組をこれからもしっかりと進めていきたいと思っています。

○石田（秀）委員長

1つだけ、要望というか、思ったことをお伝えします。

私は、第1希望者が9割から10割ぐらいだと思っていたのが、7割から8割は少しがっかりかなと思っている。変な話、特別区競馬組合だって、10割だと言っていた。やっとそういう人が、第1希望の人が10割と職員が言えるような採用になりましたと喜んでいたけれども、品川区も10割ですと言えるようになるのが、私はいいかなと思っているので、何か少し少ないような気がする。

○宮尾人事課長

すみません、少し7割、8割というのは、あくまでも感覚的な部分も入ってきてしまっております。1つ言えるのは、品川区を第1希望と書いてくれている方の全員が品川区に面接の名簿が割り振られるかということ、そうでもないケースもあるのです。よその区に提示をされるというようなケースもございますので、我々、1つの区の人事課部署としてできるところと、あとは人事委員会で差配をする部分というのは、それは制度上のことがありますので、我々ができることをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○石田（秀）委員長

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

共産党は、用務職の役割としてのことを、先ほど、用務職のこともお聞きしたのですけれども、やはり教員とは別の目線で子どもの成長を支えることができるということがあると思いますし、そうした技術と経験を検証するためにも、退職不補充ではなくて、直営で採用すべきと求め続けております。その用務職を減らしていくという議案には反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第14号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(6) 第15号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(6)第15号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、第15号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

1番の制度の概要でございます。

区では、これまで「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」、この法律の規定に基づきまして、公益的法人等へ職員の派遣等に関する条例を制定し、条例に規定された法人に職員を派遣したところでございます。

2の改正内容でございますが、令和8年4月から、新たに地方税共同機構という組織に職員を派遣する必要が生じたため、条例に定める派遣先の団体に、この地方税共同機構を追加するという改正内容でございます。

3、施行期日は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上です。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

地方税共同機構へ派遣するのは、なぜなのでしょう。

○宮尾人事課長

この地方税共同機構でございますが、こちらは、地方税に関する電子手続のポータルシステムでeLTAXというシステムがあるのですが、そのシステムを開発・運用している、そういう組織でございます。

この組織には、当然、23区が順番に職員を派遣しておりまして、この4月から品川区の番が来たということで、条例の改正をご提案させていただいたところでございます。

○西本委員

順番なのですね、はい、分かりました。

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第15号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(7) 第16号議案 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(7) 第16号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、第16号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1番の概要でございます。

本件は、東京都の人事委員会勧告を踏まえまして、東京都地域保健事業連絡協議会において、医師の出務時の日額報酬が改定されたことに伴いまして、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直すというものでございます。

2番、改正内容でございますが、表の各項目のところ、月額、日額、時間額につきまして、それぞれ資料の記載のとおり改正をするというものでございます。

施行日は、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

いいですか。

○西本委員

報酬額が高くなるのは別にいいのですけれども、これは人事委員会勧告を踏まえということは、何かこの計算とかがあるのですか。このベースを考えるに当たって、どういうところからこれを持ってくるというものはあるのでしょうか。

○宮尾人事課長

これは、東京都と特別区で非常勤として働いていただくお医者さんのお給料を合わせましょうということが根底にございます。ばらばらにしてしまいますと、低いところになかなか人が集まりにくくなってしまいうようなことも趣旨の1つとしてはございます。

ですので、今回は、これ、昨年秋の東京都の人事委員会勧告の給与改定率、これをベースに改正の額を算出しているということでございます。

○西本委員

分かりました。

○須貝委員

一言だけ。これが一般的な通例のお医者さんの日額報酬等だと思うのですが、これが一般の通例の金額なのでしょうけれども、一般の人が見たら、随分高い金額だなと思ったので、意見だけ。

〔「医者だよ、医者」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認します。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第16号議案、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(8) 第17号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(8) 第17号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、第17号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

1の趣旨でございます。

本件は、去る令和7年10月14日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給与に関して所要の改正を行うというものでございます。

2番の改正内容でございます。

(1) 給料表の改正です。

まず、①といたしまして、管理職の給与制度の見直しに伴う改正でございます。

管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期に昇格をした者の処遇改善を図るために給料表の改正を行うものでございます。

具体的には、次の2点でございます。

1点目は、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、それぞれの給料表のうち、5級、課長級の給料表について、早期に昇格した者の処遇改善を図ることで、若年層の昇任意欲を醸成するために、初号近辺の号給をカットし、初号の給料号給を引き上げるという内容でございます。

2点目です。行政職給料表（一）について、6級、部長級の給料表について、職責をより重視した給料体系に見直すために、初号の額を引き上げつつ、5級との給料月額を重ねを解消して、昇格により給与が大きく上昇する仕組みとするものでございます。

また、併せて、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成といたしまして、成績の優秀な者に一層大きな給与上昇を確保するというものでございます。

②番、行政職給料表（二）でございます。

こちらでは、技能・業務系職員の安定的な人材確保・人材活用を推進するため、給料表の改正を行うものでございます。

具体的には、職務給原則のさらなる徹底、昇任意欲の醸成に資するような職務・職責をより重視した、

めり張りのある給料表へと改正するものでございます。

(2) 番、管理職員特別勤務手当の見直しに伴う改正でございます。

国家公務員の取扱いとの均衡等を踏まえまして、特別区におきましても、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務時間、割増賃金の対象となる勤務時間の拡大を行うものでございます。

初めに、①番、支給対象となる勤務時間の拡大ですが、現在、午前0時から5時までとなっておりますものを、今回の改正で、午後10時から翌日午前5時までというふうに拡大をするものでございます。

2点目の割増賃金の支給対象となる勤務時間の拡大ですが、現在、「週休日および休日に規則で定める勤務をした場合」となっておりますところを、「週休日および休日または平日の深夜に規則で定める勤務をした場合」へと拡大をするものでございます。

おめくりいただきまして、(3) 番のその他の改正でございます。

2点ございます。

①学校教育法の改正に伴う規定整備ですけれども、こちらは学校教育職員の定義に主務教諭を追加するという規定整備でございます。

2点目、平成30年の行政系人事制度の改正に係る給料表の切替えに伴い、現在実施しておりました差額支給において、今年度をもって終了するというものでございます。

最後に、施行日ですが、令和8年4月1日でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

今回、管理職の給与アップということで、前回、一般職員の給与が上がったということで、職員の皆さんに喜んでいただいたと思うのですが、今回は管理者ということで、管理職の皆さんも、人材不足というか、そういったところもあるかと思うのですが、特区連が出している広報紙で、政令都市と特別区における職員の報酬率が出ていまして、政令市の平均が、管理職が10.0なのに対して、特別区は3.9しかないのです。なので、本当に少ない管理職で、多くの職員と区民を対象に仕事をされているということで、なかなか大変なのだということを少し感じたところです。

なので、こうした管理職をさらに増やすというところで、人材の確保をしていくためにも、この賃金アップというのは大事だと思うのですが、区としては、こうした管理職をさらに増やしていくために、等級を上げることを積極的にやっけていこうとか、頑張っている人は昇給させていくということをもっと積極的にやっけていくべきだということが、労働組合からも求められていると思うのですが、そこら辺についていかがかなとお聞きしたいと思います。

○宮尾人事課長

まず、管理職の数というところでございますが、この間、管理職は増えてきているなということは数字としてもあらわれておりますので、増やすということが先ではなく、仕事に応じてコストはもう決まっていますので、その辺はしっかりと必要なところに管理職をとるところは、区としては、これからも持っていきたいというふうに思っております。

それから、確かに今回もご提案させていただいているのは、管理職の処遇をアップすることについて、より魅力ある職にということがベースにあるかと思うのですが、これを受け、もしご議決をいただいけま

したら、しっかりとこういった情報を発信していったら、現在、例えば、まだ資格は有していないけれども、ゆくゆく管理職をどうかと考えているような職員のところにも情報を届けて、より管理職の魅力をしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

それから、頑張っている職員へ報いるというところですけども、現在も評定の中でしっかりとそういったところはやらせていただいて、給料も、どんどん、きちんと連動していくような仕組みもありますし、これからもしっかりとそういったところも対応していければと思っております。

○石田（ち）委員

今、課長のほうからは、管理職が増えてきているというふうなことでしたけれども、やはりほかと比べるといいですか、政令市と比べると、すごく少ない管理職でやられている。そうすると、大変さがにじみ出ると、そちらまで昇給したくないというような職員も出てきかねないですから、そこら辺をさらに充実させるということを私も求めたいと思います。

それと、（３）の②で、平成３０年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の終了ということで、これは平成３０年に給料表が、８階級あったものが６階級になったということで、すごくここで給料がぐっと、全体的に公務員の給料が下がったというのがこの平成３０年の改正だったのではないかなと思うのです。それで今も民間の平均に満たない状況ということなのですけども、差額を支給していたものが終了されるということで、これの対象になっている方は、何人ぐらいいらっしゃるのか。それで、終了される方に対して、要は、給料が下がってしまうということなのか。そして、その差額分は、もう出ないのか、何か対策は打たれるのかをお伺いしたいと思います。

○宮尾人事課長

まず、平成３０年の人事制度の改正によって、当時、職員によっては、新しい給料表に移った場合に、それまでもらっていた給料より下がってしまうという職員が一定数おりました。そういった職員には、改正前の職員を保障するという意味で、その差額をずっと、この間、支給をしてきたのですけれども、昨年の人事委員会の勧告の中で、この取扱いは今年度をもって終わりとするべきという意見を出されたことを踏まえての、今回、この対応になっております。

現在、品川区に差額補償の対象となっている職員がどのぐらいいるかということなのですが、現在で１３名おります。こういった職員も、この３月いっぱい、この差額支給は終わるのですが、委員のご質問にもありました、では、その代替措置ということで、今年度、特例の昇任選考を実施しております。これは、その差額支給ですとか給料表が一番上の号給に到達している方を対象に、本人の申込みによって昇任選考を実施するというので、もしこれに合格すれば、隣の給料表にスライドすることができるので、一番上の号給から、また一番上の号給でない号給にスライドができるということで、今、特例の昇任をやらせていただいているところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。１３人ということで、この方々は、全員、特例昇任選考は受けられているということでもいいのか、自分の申請によってということだったので、それはどうなのか伺いたいと思います。

○宮尾人事課長

当然、この１３人の方たちは全て対象になります。委員お話しのとおり、申込みをいただくということが前提になっておりますので、申込みをいただいている方は、当然ですが、選考の対象には乗ってこないという、そういう仕組みになってございます。

○石田（ち）委員

なので、13人全員、申し込んでいるのかということです。

○宮尾人事課長

13人全ての方がお申込みをいただいていることではないです。ただ、周知もしっかりさせていただいておりますし、この差額支給が今年度いっぱいでもう終わります。今回のこの特例的な昇任選考は、今年1年限りのというものは事前に全て周知をさせていただいた上での、最終的には、ご本人のご決断かなというふうに捉えております。

○石田（ち）委員

分かりました。

○西本委員

確認したいのですが、改正内容の（1）①のところに、「成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保する」と書いてある。これだけ読めばいいことだなと思うのですがけれども、これ、評価ですよ。どういう効果になって、そういう評価もきちんと、こういう形でできるようになっているのかということをお聞きしたいのと、それから、②の技能・業務系職員、要は、技能者は、なかなか民間との取り合いになっている部分があると思うのです。だから、優秀な方はやはり採用してほしいという思いはあるのですがけれども、このところは、民間だと、もうとにかく初任給とかも非常に高くなっていて、なかなか公務員という形で考えていただけるのは競争に負けてしまう現状ではないのかなと思うのですが、その現状としてどうなのか、そこを何とかカバーすることが、今回、給料改定はあるものの、民間と比較して不十分などところがあるのではないかなと、難しいところがあるのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○宮尾人事課長

2点、ご質問をいただいたかと思えます。

まず1点目の成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保というところでございますが、これは6級職、部長級職員のところでございますが、部長級職員は、現在、1号給から89号給まで89段階の給料表があります。それが4月からは9段階に、1号給から9号給に変わります。ですので、ぐっと給料表がコンパクトになって、1つ1つの段差が大きくなるということになります。

9段階しかありませんので、普通の方ですと、昇給はしない仕組みになります。普通よりも上の評価、定期評価が付与された方が昇給の対象になってくるというところで、メリ張りのある制度に今回移行する、そのような制度になってございます。

それから、技能職の制度改正でございますけれども、例えば、一例を挙げるとしますと、昇任選考を受けられる年数を、今回、縮めたりしています。縮めるだけでは給料と連動させなければいけませんので、縮めた分、きちんと受かったときに、受かっただけの給料がきちんと上がるような仕組みというふうに、今回、給料表が改正になっています。ですので、目的はどこにあるかということ、やはり優秀な人材をしっかり確保できるようにということで、それを給与面からしっかり担保しようというのが今回の改正の狙いの1つでもあります。

○西本委員

等級というより、号給の間隔を変えましたよということなのですが、分かりますが、逆に、チャンスもあり、チャンスでもなくという部分もありますよね。だから、今まで細かく挙がっていたものが、ぐっとなって、意欲があれば、上に行きたいと思えば、努力次第でということになるかと思うのですが、この評価については、例えば、部長級とかということ、結局、誰が評価するかと言ったら、

副区長か区長かよく分からないですけれども、になると思うのです。逆に、部下の評価を制度でやっているところがあるではないですか、民間で。そういうものもやってもいいのではないかなと思うのです。部下が評価をして、評価が高いというのであれば、成績優秀とかは別にしてという評価対象にしてもいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○宮尾人事課長

特別区全体で取り組むこと、それから、品川区が単体でできることは、制約、制限がございますけれども、評価について言えば、まず、しっかりと、例えば、管理職になった方には、その評価をつけるための訓練、研修というようなものもやらせていただいているところでございますので、こういった取組は今後もしっかりと進めてまいりたいと思います。

それから、部下からの評価というところでありますが、昨年度から、一部、給料に直結させるというような仕組みではないのですけれども、部下の声を上司に伝えるというような取組も進めていたりしますので、そういった取組もあわせて、しっかりと職員のやる気の醸成、やりがいアップに資するような取組は、今後もしっかりと進めていければと思っております。

○西本委員

まとめます。

頑張っている人にはそれなりの評価をぜひしてほしいという思いが根底にあります。その中で、評価システムが公にできるわけではないので、難しいと思うのです。この人がこういう評価があって、何号給になってというのは、なかなか出せない、分からない部分があると思うのです。だけど、やはり今いろいろと評価の方法を検討されて、実際にやられているところがあると思うのですけれども、上司は上司の考え方があるだろうと思うのですけれども、やはりマネジメント能力は、上に行くことは非常に大切な項目になると思うのです。

そういう意味でいうと、下の人たちがどう評価しているのかということは、個人情報も、誰が何を言ったということを公表してはいけないと思いますけれども、でも、それも1つの評価になると思うのです。だから、今まであまり、一部やっているというお話もあったのですけれども、でも、すごく大切なことだと思うのです。いかにマネジメントされているのか、できるのか。上司になればなるほど、職場の働く意欲があるようにしているのか、職場環境を大切にやっているのかということは、これ、評価に値すると私は思いますので、そこもぜひ評価できるような形に構築していただきたいなと思います。

なぜかという、上ばかり見ても困るのです。上のいい子ちゃん、言い方は悪いけれども、言いなりで、何でも「はい」と言うような状況では駄目なわけであって、部下をいかに育てるか、それから、部下の人たちが、いかに働きやすい環境になっているか、自分たちの能力を存分に発揮できる職場にしているのかどうかということは、すごく大切な関係だと思っておりますので、ぜひそういう形で評価をしていただきたいとお願いして、終わりたいと思います。

○須貝委員

今回、管理職の給与をアップするというお話なのですが、もうご存じのように、管理職の方も、多くの大企業、中小企業の方とお友達もいらっしゃると思うので、お話は聞いていると思うのです。もう今、公務員、品川区の職員の給与は、優良企業並みの給与水準に達していると思います。まして管理職に至っては、その方々の同等またはそれ以上の年収があると思います。今回、物価高騰分だけなら分かるのですが、今、一般の区民が大変な中、こういうふうには給料が過分に上がるということは、私は間違っていると思います。社会では、K字型経済、またはK字型給料体系といって、給与が増える一方の人と、

逆に下がる一方の人と2つに分かれています。それをK字型というのでしょうか、ぜひそういう一般の区民の困っている方々のことも考えて、こういう職員給与改定をしていただきたいと思います。今回のこの管理職の給与改定については、私は賛成できません。

○松本委員

ご説明ありがとうございます。今回の人事委員会勧告を見ると、6級に関しては、5級との重複がなくなって、これはいいことなのだと思うのですが、4級と5級のところの重なりはまだ残っているのかなというように思います。やはり、さっき、民間企業の話でも、管理職になるよりプレーヤーにいたほうがいいというようなことはよく発生するとは思うのですが、公務員を考えていくと、管理職の方たちは、今日もそうですけれども、インドアからも、わーっといろいろなことを言われて、物すごく大変な立場が管理職だと思っています。

そうすると、この4級と5級のところの重複を解消していくということも1つの課題だと思います。これは特別区の人事委員会勧告を受けてなので、品川区でできることは限られているかと思うのですが、我々で実数として把握しておきたいのが、今、4級の方で、5級の方よりも給料が高い方がどのくらいいるのかということは、データとしてありますでしょうか。お願いします。

○宮尾人事課長

今、品川区の管理職でというところは、すみません、データを持ち合わせていないのですが、参考までに、特別区全体ではどうかというデータがございます。今回の改正前ですと、4級と5級の重なりが、約8割あったものが、今回の改正で、それが約3割にまで減少するという改正内容になってございます。

こういったところを踏まえたと、今回、少しでもこの改正によって処遇面で管理職の魅力の向上につながってくればというところがございます。

○松本委員

ありがとうございます。給料表の上では、重なりが3割になるということだと思うのですが、実際に、品川区は、今、データはないと思うのですが、人事委員会が、例えば、実際に特別区で重なっている人数がどのくらいとかというデータは出ているのでしょうか。多分、ある程度の重なり、号給の部分の重なりを減らしても、実際には、50歳とか60歳ぐらいまで管理職にならないで、実際に管理職の方よりもたくさん給料をもらっている人は、実はこんなにいるというふうなことが分かれば、我々としても、それはどうなのだろうというふうなことが分かっていくので、そのデータがもしあれば、なければ、仕方がないと思うので、そのことだけ。

○宮尾人事課長

特別区のほうからも、そのような詳細なデータは示されていないのですが、区議会のほうから、そのようなご意見をいただいたということは、機会を捉えて発信できればと思っております。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

反対します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第17号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(9) 第39号議案 品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(9)第39号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、第39号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

資料をご確認ください。

まず、1の改正理由でございます。

国の選挙の公営、いわゆる公費負担につきましては、総務大臣が定めることとされており、これまでも3年に一度、参議院選挙の際に見直しをされているところです。令和7年参議院議員選挙に当たり、令和7年6月に公職選挙法の施行令が改正され、国の選挙における選挙運動の公費負担の単価が、最近における物価の変動等を踏まえ、引き上げられたところです。

品川区におきましては、公職選挙法で条例で定めるところとされております区議会議員および区長の選挙における公費負担の単価につきまして、国の基準に準じて、このたび、改正を提案させていただくものです。

次に、2の改正内容でございます。

区の条例に規定する公費負担の単価のうち、国の単価が引き上げられましたビラおよびポスターの作成に係る公費負担の単価を改めるものです。

まず、ビラにつきましては、1枚当たり、現行の単価が7円73銭のところ、8円38銭へ、次に、ポスターにつきましては、1枚当たり、現行の単価が541円31銭のところ、586円88銭へ引き上げるものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、公布の日をもって施行いたします。これに伴いまして、施行日以降に告示される選挙において適用いたします。

また、4の新旧対照表は、次のページ以降に記載しております。

この条例改正に合わせまして、公費負担額の増額分につきましては、令和8年度予算の区長選挙の執行経費に計上させていただいております。

説明は以上です。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第39号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(16) 第46号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度品川区一般会計補正予算）

3 報告事項

令和8年2月8日執行 衆議院議員選挙の結果について

○石田（秀）委員長

次に、（16）第46号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度品川区一般会計補正予算）および予定表3、報告事項、令和8年2月8日執行 衆議院議員選挙の結果についてを取り上げます。

これら2件は、先般行われた衆議院議員選挙に関連する内容のため、一括して議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、第46号議案、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

こちら、議案なのですが、サイドボックスのフォルダーの本会議、令和8年第1回定例会の中のフォルダーのうち、令和8年2月9日に議案発送されました、こちら、第46号議案をご覧いただければと存じます。

本件につきましてですが、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年度品川区一般会計補正予算（第6号）を定めたことについて、承認を求めるものでございます。

令和8年1月23日の衆議院解散に伴いまして、衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の日程が、令和8年2月8日の投開票と決定されまして、その執行に要する経費を緊急に措置する必要が生じたため、令和8年1月23日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行ったものでございます。

内容につきましては、議案の下段にございますページ番号でご案内を申し上げます。

3ページをご覧ください。

補正予算（第6号）の第1条となります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億8,726万5,000円を追加いたしまして、2,418億347万円とするものでございます。

歳出につきましてご説明をいたします。

ページの下段、10ページをご覧ください。

歳出第2款総務費、5項選挙費につきましては、衆議院議員選挙執行費として、2億8,726万5,000円を新規計上するもので、5項選挙費の計を9億6,601万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、次の11ページにつながります。

職員給与費、投票事務費、開票事務費などでございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして、8ページをご覧ください。

歳入でございまして。

第14款都支出金、3項都委託金、1目総務費委託金につきまして、2億8,726万5,000円を

追加し、24億2,337万2,000円とするもので、都委託金の計を24億5,984万3,000円とするものでございます。

議案に関する私からの説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、資料の総務委員会資料、令和8年2月24日の資料にお戻りいただきまして、3番、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙の結果について、報告をさせていただきます。

初めに、1の小選挙区選出について報告させていただきます。

まず、投票結果についてです。

男女計で申し上げますと、当日有権者数は34万5,603人、投票者総数については、その下の表に内訳を記載しておりますが、当日投票者数、記述前投票者数、不在者投票者数、合わせまして、その右側、投票者総数は21万1,351名となります。

なお、今回の投票者総数に占める期日前投票の割合は、38.7%と前回の32.7%を超えております。

この要因が、投票日およびその前日に雪との天気予報が影響したものと思われま。

なお、今回、前回とも期日前投票では、アトレ大井町では実施いたしませんでした。

その右側、投票率につきましては、61.15%で、前回の投票率は56.60%でしたので、4.55ポイントの増となります。

なお、全国における小選挙区の投票率は、速報値ですが、56.26%、東京都全体の平均が59.16%、23区の平均が、記載のとおり59.32%で、23区では8番目となります。

続きまして、開票結果です。

投票総数21万1,347票、有効投票が20万6,760票、無効投票4,587票で、主な無効投票の内訳は下記の表のとおりです。

順位につきましては、東京都第3区全域であります1区2町7村の得票数順および品川区のみの開票区を一番右に記載しております。票の順位1位の方が当選者となります。

なお、石原ひろたか氏と植木ひろたか氏につきましては、名である「ひろたか」の票が、品川区開票区の11票も含め、東京都第3区では16票ございましたので、それぞれの基礎票を基に按分して得票数を算出しております。

なお、供託金没収点は有効投票の総数の10分の1、2万1,849票でしたので、上位3名以外の方は没収されたところ。

次のページをお願いいたします。

比例代表選出について、報告させていただきます。

まず、投票結果です。

男女の計で申し上げますと、当日有権者数は、小選挙区と同じ34万5,603票、投票者総数につきましては21万1,347票となります。

投票率につきましては、61.15%で、前回の投票率は56.60%でしたので、4.55ポイントの増となります。

23区の平均は、そちらにありますとおり59.32%でした。

続きまして、開票結果となります。

投票総数は21万1,337票、有効投票は20万9,653票、無効投票は1,684票で、主な無

効投票の内訳は下記の表のとおりです。

その下の表には、届出番号順に、品川区開票区の投票数を記載しております。

次のページをご覧ください。

3番、最高裁判所国民審査につきましては、衆議院議員選挙と同時に執行されましたので、報告させていただきます。

まず、投票結果です。

男女の計で申しますと、当日有権者数は34万5,603人。そして、投票総数は20万9,980名となります。

なお、今回の選挙では、解散から公示日までの期間が4日以内であったため、国民審査法の規定によりまして、国民審査の期日前投票期間は2月1日から2月7日までの7日間となりました。そのため、1月中に品川区役所で投票された方には、改めて2月以降に投票をお願いするチラシを個別に配布するとともに、広報やホームページなどでも周知しているところです。

投票率につきましては、一番右、60.76%で、前回の投票率は56.52%でしたので、4.24ポイントの増となります。

23区の平均は58.33%でした。

続きまして、開票結果となります。

投票総数は20万9,904票、有効投票は20万8,026票、無効投票は1,878票で、無効投票の内訳は記載のとおりでございます。

その下、今回の国民審査の告示番号順に、罷免を可とする投票の数と、可としない投票の数を記載しているところでございます。

最後のページでございます。

最後のページ、参考としまして、衆議院小選挙区選出の年代別投票率を添付いたしております。

なお、在外投票を除いた数値となっておりますので、投票率の合計が異なりますので、ご了承願います。

これまでの選挙でも同様の傾向ですが、全年齢平均に比べて30歳までは平均より低くなっているところでございます。

なお、今般、総務委員会で執行要領を報告する暇がございませんでしたので、この後ろ、参考としまして、選挙管理委員会で決定いたしました執行要領を添付させていただいております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

このたび、選管においては、本当に大変だったと思うのです。これ、経費なのですが、通常よりプレミアムがついて、多くくれるようになったのでしょうか。恐らくかなり遅くまでやって、朝も早くまでいろいろ準備したり手配したり大変だったと思うので、通常の業務とは違うと思うのですが、その辺、何か感謝の言葉も含めて、お金も、予算もそうですけれども、上から来ているのでしょうか。教えてください。

○今井選挙管理委員会事務局長

初めに、国のほうでございますけれども、国のほうからは、いつもどおり、選挙の執行に当たっては、

公正公平に執行するというふうな通知が来ております。

また、東京都におきましても、本来ですと、23区、全都の中の選挙管理委員会委員長が集められて様々なお話を伺うところですが、それはございませんでしたので、文書で執行をよろしく願いますというふうな通知がございます。

また、私ども選挙管理委員会のほうに、実際には区長が見えられまして、会計年度任用職員も含めて激励をしていただいたところでございます。

なお、何かプレミアムのようなお話がありましたけれども、そういうことはございませんで、逆に、私ども、今、東京都が、まず26日までに概算を一旦出した上で、東京都が国のほうに予算要求をするのが6月頃になる予定ですので、状況によっては、私どもで要求しておかないと、きちんと国からお金がいただけないこととなりますので、今、決算額も含め、至急検討、算出しているところでございます。

○西本委員

本当に大変な思いをされたのではないかと思います。今回、戦後の中でも一番短かったという選挙期間、準備も含めてだと思えるのですけれども、掲示板とかも、かなり業者がすごい突貫でやられたのではないかなと思っているのですけれども、今回が最短ですか。余裕があったら、余裕があったほうがもちろんいいのですけれども、ほかの選挙については、ある程度の期間が決まっているので、十分に対応できると思えるのですけれども、衆議院議員みたいなものは、解散総選挙はいつあるか分からない状況で、どこまで可能なのだろうか、今回がぎりぎりというところでやられているのかどうかというところを教えてください。

それと、選挙が終わって、証紙の貼ってあるポスターが、あちこちまだべらべら貼ってあるのです。これは取締りできないのでしょうか。やはり証紙が貼ってあるということは、選挙期間中に使ったものであるもので、それは貼り替えてもらうとか、撤去してもらうという、それぞれの選挙事務所のほうに依頼してもいいのではないかなと思うのですけれども、それはできないのでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

解散をしてからの公示の期間などについてですけれども、私ども、決められているのは、日数は明確に決められていませんので、実は、国のほうにも、私ども、特別区選挙管理委員会を通じて、何とか24日ぐらいは期間を確保してほしいというふうな要望を上げようとしたのですけれども、全国市区選挙管理委員会連合会のほうで、それは出さないということに、決定しております。ですので、今回もそうですけれども、やはり投票所入場整理券の発送の遅れですとか、先ほどの国民審査の期間ですとか、大分影響が出ましたので、こういう状況を踏まえて、国のほうでまた議論されるべきものだというふうに考えております。

それから、選挙後のポスター、証紙が貼ってある、選挙運動期間中は適法だったものが、今も貼ってあるのではないかというお話ですけれども、こちらにつきましては、選挙の、今回ですと、東京都選管が、やはり選挙運動前、それから選挙運動後に当たりましてのポスターの掲示についても注意喚起しておりますので、私どももそういう注意喚起も含めて、区民の皆様からのお声があれば、対応していくという形になろうかと思います。

○西本委員

今回、残念だったのが、アトレです。アトレで、結構重宝して行かれている方、今回、投票率が高くなったので、それもすごいなと思ったのですけれども、ぜひアトレの協力はこれからも引き続きお願いしたいなと思っています。

いっぱいありますよ、証紙が貼ってあるポスター。ありますよ。

〔「俺も全部剥がしたよ」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

これは、はじめなので、やはり今でもいっぱいありますよ。なので、それは、一度、注意喚起をしていただきたくと、ありがたいなと思います。なので、そこは私もまたざっと見ますけれども、あまりひどいときには、またお願いする可能性もありますが、はじめをつけたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

アトレについては、今後の考え方もお願いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長

アトレ大井町ですけれども、やはりスペースの都合、そして、やはりアトレにもいろいろなフェアがございますので、協議の際には、少なくとも三、四か月前には協議が終わってほしいというような申し入れを受けているところです。

今回も、今後もアトレの協力はいただけたらと思いますけれども、あくまでも民間事業者ですので、そちらの協議を整えるように、私どものほうも調整をしていきたいと思っております。

ただ、なかなか国政選挙のように投票箱の数が多かったり、少し状況が厳しいときには、やはりなかなかアトレのご協力を含めて難しいかなということは、現場感覚で思っております。

○澤田委員

まず、1点目というか、今、アトレの話が出たのですけれども、時間の都合とかで今回は難しかったというところで、便利というお声がたくさんあったので、次回はぜひやっていただけたらいいなということは気持ちとして伝えておきたいということと、あと、お聞きしたいのは、入院中の有権者の方、不在者投票指定施設であれば、不在者投票ができると思うのですけれども、その施設を区のホームページで知らせていますけれども、その施設内で指定施設になっているというような事実、それを周知されているのでしょうか。

〔「しているよ」と呼ぶ者あり〕

○澤田委員

していますか。すみません、ポスターとか、例えば、この病院は不在者投票施設でありますよとか、何日までだったら投票用紙を取り寄せられます、投票用紙を取り寄せるには、看護師さんとか、いろいろな病院内の方に聞いてくださいといった案内みたいなものをしているのかということをお教えいただきたいなと思っております。

○今井選挙管理委員会事務局長

不在者投票の施設で、指定施設と言われる病院ですとか、特別養護老人ホームなど、その場所から移動ができない、期日前投票や当日投票に来られない方の措置としまして、不在者投票の指定施設の投票がございましたけれども、こちらは必ず私どもが、今回はできなかったのですが、説明会を開いて、期日前期間でしたら、いつでも投票ができるという形になっておりますので、病院の入院の方には必ず周知するように徹底しております。

ただ、やはり病院の中には、とても大きい病院ですと、例えば、何日ということを決めた後で入院されてきた方への対応が少し前後するところがございますので、そういうところにつきましては、私どもも期日前期間は不在者投票指定施設にできますということの説明を徹底して、今後も入院された方が投票できないことがないように周知徹底してまいります。

○澤田委員

ポスターとかそういうものはあるのでしょうか。説明会みたいなものはやっていたら、すごく丁寧でいいなと思うのですけれども、例えば、その後、説明後に今おっしゃったように入ってきた方とかも、それを見るだけで、「この病院、やっているんだ」と分かるような、何かがあればと思うのですが。

○今井選挙管理委員会事務局長

私どもが単独でつくっている場合には、ポスターなどを渡しているのですが、今回、単独のポスターもつくらなかったのも、もしかしたら、病院の中ではポスターなどの周知はしていないかもしれないのですが、基本的には、施設の中で周知はされていると思いますので、今後、施設内での周知方法について、どのように取り組まれているか、説明会などでもきちんとお話を聞いた上で、漏れがないように対応していきたいと思います。

○石田（ち）委員

本当に今回、すごく短期間の選挙、異常な短期間の選挙だと言われていまして、大きな話題にもなっていましたから、天気も悪い中ですが、これだけ投票率も上がっていたなと思うところですが、本当に職員の皆さんはご苦労があっただろうなと思っています。

投票入場券というのですか、あれが届かないという問合せが私たちもすごく寄せられたのですけれども、私たちは、先に説明をいただいていたので、14日前になりますということで、そういうこともこちらからはお伝えしていたのですけれども、そういった異例の短い選挙での問合せの数は、これまで以上に多かったという印象はあるのでしょうかということと、あと、やはり当日、天気が悪いということもあって、障害がある方だったり、不自由な方が、当日投票で、代筆とか、そういうものも含めて、対応は、代筆をお願いしたのに、なかなか職員が来てくれなかったというような声もあったのですけれども、そういった体制は、本当に急な選挙の中でもしっかりとられてできたのかということをお聞きしたいなと思います。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず、今回は、実は品川区のホームページだけではなく、東京都選管のホームページのトップページにも、投票所入場整理券が遅れている自治体がありますということを知っていたほか、報道機関のほうでも、入場整理券がなくても投票できますということを知っていたこともあり、入場整理券が届かなかっただけでの問合せは、いつもよりそれだけ多かったかということ、若干は増えましたけれども、電話が鳴りやまないとか、そういう状況ではなかったというふうに認識しております。

投票所入場整理券は、ふだんですと、シルバー人材にお願いして、小選挙区と比例代表、それぞれ一遍に配布するのですが、今回は二度にわたって、配布を開始していただきまして、1月29日からの段階で配布していただきまして、とにかく選挙があることは、ポスター、掲示板だけではなくて、とにかくお知らせしようという体制で臨んだところでございます。

また、代理投票でございますが、やはり当日や期日前投票のスタッフは、今回、投票箱の数も多かったもので、いつも以上に配置をしておりましたが、やはり混んでいる時間などは、代理投票でお待たせする形になるかと思っております。どうしても必ず2人の専従者が従事者として必要ですので、そちらの慣れているスタッフをこちらのほうに配置する時間が少しいただいたということがあると思っております。

今後は、やはり代理投票が来たときにもスムーズに運営できるということが大切なのですけれども、やはりどうしてもお待たせしてしまうということもありますので、最初の声かけのときに、「少しお待ち

たせしますけれども」というふうな声かけも含めて丁寧に当初から対応していきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。お疲れさまでした。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第46号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度品川区一般会計補正予算）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(17) 第47号議案 遺贈の放棄について

○石田（秀）委員長

次に、（17）第47号議案、遺贈の放棄についてを議題に供します。

なお、資料につきましては、一部机上に配付してありますので、併せてご確認ください。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私から、議案審査（17）第47号議案、遺贈の放棄について、ご説明いたします。

本件の遺言者および遺贈の対象となる財産である土地建物については、議案のとおりです。

本日の資料をご覧ください。

項番1、本件遺贈についてです。

令和7年に遺言者の死亡によりまして、区は遺言公正証書に基づく受贈者としての権利を取得しました。遺言者は、遺贈物件を品川区民のための公園または菜園あるいは会館等として活用されることを希望されております。

次に、項番2、放棄の理由についてです。

遺贈物件の現況に基づきまして検討した結果、遺言者の意思に応えた活用が極めて困難であるため、地方自治法の規定に基づき、権利を放棄するものです。

遺贈物件の現況につきましては、調査した結果、以下のとおりです。

1つは、公道に接道しておらず、道路幅も狭隘で不特定多数の方が利用する公園等としての活用が困難であること。

2つ目に、維持管理のための管理車両の乗り入れが困難であること。

次に、通路の一部が隣接地の敷地であるため、通行に関して隣地所有者と協議を要すること。

最後に、本件建物の2階に借家人が居住しているという状況です。

以上4点から、遺言者の望む活用が困難なため、遺言いただいたご本人に対しては大変申し訳ないのですが、権利を放棄するものです。

現況につきましては、本日、机上にて補足の資料を配付させていただきましたので、ご覧ください。

案内図とありますが、上段の右側に公図がありまして、そちらの色がついているのが当該土地になります。下段の写真と併せてご覧いただきますと、先ほどご説明したとおり、公道に対して接道していないということ、また、当該土地建物に行く通路の幅が非常に狭いということがお分かりいただけるかと思えます。

資料にお戻りいただきまして、項番3、遺贈の放棄に係る手続きにつきましては、本定例会で議決いただいた後、権利の放棄の意思表示をご親族である遺言執行者宛てに通知する予定です。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。個人が特定されることがないように、ご発言および資料の取扱いにはご注意願います。この写真の資料は、机上に置いていってください。持って帰ってもしようがないでしょう。もしそれで誰かが分かったなどと言われても、我々委員から情報が出たみたいな話になってしまうので、この資料はここへ置いていきましょう。ぜひそう願います。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

これ、本人様がもういらっしゃらないということなのですからけれども、思いがあったと思うのです。品川区に遺贈するということは、それなりの考え方があってと思うのですけれども、3番の放棄に係る手続きということで、ご家族の方に、こういう結果になりましたという話になって、お断りということになるかと思うのですけれども、それで納得していただければいいのかなと思うのですけれども、ここで行き違いになっても困るなど。だから、きちんと受け止めるということをした上で、なかなかこれは難しいという説明が必要なのかと思うのですけれども、通知だけだと、何となく冷たさを感じるのかなという感じがあるので、このやり方というか、手続きを、通知だけではなくて、何か対応はできないのかなというふうに思います。それについて、いかがかなと。

それで、現在、2階に借家人が住まわれているということですから、品川区がいただきましようと言った場合に、この借家人はどうなるのですか。どこまで対応した中で遺贈という形になるのかなと、そこを法的なところも含めて教えてください。

それから、この遺贈という形で区への提供という、私も指摘しましたけれども、国際友好協会、これも遺贈なので、遺贈という状況ですから、そういうことの件数はどれぐらいあるのですか。現状を教えてください。

○佐藤経理課長

3点、ご質問をいただいたかと思えます。

まず1点目の、こちらの資料の3番目のところ、遺言執行者宛てに通知するというところですが、こちらは、ご本人、遺言者の方が亡くなられて、その遺品を整理するというので、ご親族であるこの遺言執行者の方が入られた際に遺言が出てきたという経緯で区にご相談があったところですので、この間、何度かやり取りしていますので、議決いただいた後は、ご連絡して、丁寧に説明した上で通知をお渡ししたいというふうに考えております。

2点目、借家人がいらっしゃるという今回の事例ですけれども、仮に品川区が遺贈を受けた場合ということだと思いますけれども、その場合は、借地借家法に基づきますと、借家人は正当な理由がないと退去を求められないという規定になっておりまして、今回のように所有権が移転しただけだと、これには当たらないだろうというのが過去の判例等で明らかになっておりますので、そのまま大家さんみたいな形で、区が管理していくということになりますので、なかなか区の行政としての活用は難しいというところでございます。

最後、遺贈に関するご相談ですとか、そういった件数ですけれども、ご相談という形でありまして、あまり具体的なところの話も、少数ですけれどもありますが、大体はこういうことを考えているのだけどもということでご相談があって、こちらとして、制度について説明をして、場合によってはお断りする場合もありますよということでご案内するような形です。

○西本委員

この遺贈という形では、相談だけで、今、何件抱えているか、何件いただくことになっているというのは、秀だけですか。名前を言ってはいけません。どうですか。

○佐藤経理課長

経理課で把握しているところについては、特にございませぬ。

〔「今はない」と呼ぶ者あり〕

〔「ただの話だけだもの、聞いていない」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

ただの話。では、お話だけ。

〔「今は。あした嫌だと言うかもしれない」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

ということであるならば、今までの前例は、では、あつてないようなものですか。すみません、勝手に言っているという、そういう受け止め……。

〔「勝手にやっていることではない」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

だから、そういうものを含めて、私は何件あるのですかと聞いているので、もうありませんと言うの

だったら、では、ないのねという理解でいますけれども、よろしいのですか。

○佐藤経理課長

先ほど申し上げたのは、遺贈に関しては、ご本人が亡くなったときに権利が発生するという形になりますので、その間までは、経理課は財産を管理する部門ですので、そういった視点からはないということですが、もちろんこの間の議会でのやり取り等を把握しておりますので、そういった意味では、委員のおっしゃったところについては把握していますというお答えになろうかと思えます。

○石田（秀）委員長

それでは、質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第47号議案、遺贈の放棄について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時14分休憩

○午後3時30分再開

○石田（秀）委員長

総務委員会を再開いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和8年請願第2号 インボイス制度見直しの意見書提出を要望する請願

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

(1) 令和8年請願第2号、インボイス制度の見直しの意見書提出を要望する請願を議題に供します。
本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

この後、通常であれば理事者に説明をいただくのですが、本件は、国の制度に対する見直しを求める意見書を提出することを区議会に求める内容でございます。区議会としての意見書を提出するか、しないか、ということですので、理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるものではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましては、ご発言を願います。

○石田（ち）委員

また改めてインボイス制度についての請願が出されて、本当に出されるたびに、大変な状況ということを知られるわけですが、今回は、この請願の中に、公明党の名前が出されているということで、インボイスへの立ち位置というか、考え方は変わったということなのかということをもっと教えていただけますでしょうか。

○石田（秀）委員長

何が変わった。

○石田（ち）委員

公明党の立ち位置。インボイスへの態度が、ここでは、請願の中では、「制度導入に賛成してきた政党自身が見直しの必要性に言及している」というふうに書かれているので、そこはどうなのですか。国の話かもしれないのですが、ご見解を伺いたいということ。

○塚本副委員長

ここで少し事実誤認があるのは、「制度導入に賛成してきた政党自身が見直しの必要性に言及している」ということなのですが、これはあくまで中道改革連合の話であって、公明党が態度を変えたということではないというのが大前提です。

中道改革連合の中で廃止を訴えたという事実はありますけれども、我々としては、党としては別ということもあるのですが、そもそも中道改革連合が1月16日に結党されて、この政策を、インボイスに対する政策を発表したのが1月27日。その間に我々としての政策協議とかをしてきた経緯もないので、これは少し、公明党が考えを翻したというような認識は少し違うと思います。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。本当にどう理解しているのか私も分からなかったもので、聞かせていただきました。公明党としては、立ち位置というか、考え方は変わっていないということでした。

○塚本副委員長

そうです。

○石田（ち）委員

私たち共産党としては、ずっとやってきていることですが、やはり請願にもあるように、フリーランス、小規模事業者へのインボイスの影響は大きく、限界だということは、ずっと聞いてきているわけです。これ以上、廃業や倒産へ追い込むインボイス制度は見直すべきだと、私たちは廃止すべきだと思っていますが、この請願では見直しということなので、見直しすべきだと思っています。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が2025年4月に発表した1万人規模の調査アンケートでは、より深刻な当事者の声を示されています。回答者の約15%が、廃業、転職を視野に入れていると回答し、特に、運輸、通信業、建設、土木などの業種では、約2割が廃業を視野に入れている、強い危機感を持っているということでした。これはもう品川区にとっても、他人事ではないなということを感じます。

また、課税事業者の9割以上が消費税を負担に感じている。そのうちの77%が価格に転嫁できないと答えています。消費税が上がった分を事業者が被っているということですので、大変な負担になっている。今年9月でしたか、2割特例が終わってしまうのです。それを3割特例にしていくような話もありますけれども、負担増にやはりなるわけですよ。なので、さらに苦しむ区民や小規模事業者が増えることを見ているだけでいいのかなと感じます。大変な状況が分かると、皆さん、これまで言われてきていると思いますけれども、であるならば、見直しを求めるこの請願を採択していくべきだと思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

○石田（秀）委員長

討議してください、どうぞ。討議だから、討議がなければ終わり。そうすると、態度の確認にいくからいい。討議については、なし。

では、これで討議を終了いたします。

令和8年請願第2号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

理由としましては、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録が取得できないとありますけれども、登録して課税事業者になれば、取得できますので、必要ないと考えます。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

以下、会派としての見解と理由を述べます。

これまでの委員会の機会でも述べておりますけれども、インボイス制度は国税の定義の一部であり、国の税制全体の枠組みに基づいて運営されたものになります。これは基礎自治体の区の議会が意見書をもって見直しを求めるものとは異なって、税制を所管する国政レベルで議論を深めて決定すべき問題であると認識しております。

一方で、制度によって実際に影響を受ける方々が存在することは重く受け止めるべきであって、その声が政府決定に適切に反映されるよう求めていく必要があると考えております。

会派として、つながりのある国会議員や、関係機関と連携を図りつつ、インボイス制度の見直しや、

より包括的な税制改革を求める声を届けていく努力を続けていきたいと考えております。

また、品川区として、困っている区内事業者の方々に寄り添った資金繰り支援などのできる限りの支援を丁寧を実施していくことが重要であると考えております。

支援制度を利用してもらうための周知や、制度の利用のしやすさも含めて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

やはり国全体に関わる制度なので、一地方自治体の議会として、意見を、是非を述べるというのは、基本的には、まず、原則として適切ではないと考えます。

その上で、インボイス制度というのは、やはり益税の問題というのが、この間ずっとある中での税の不公平性を正していくと、不公平感をなくしていくという意味では、大事な課題であるし、また、透明性、取引のトレーサビリティということで、そういう透明性を明らかにする、守っていくためにも必要というところでのインボイス制度の1つの重要性があるので、そういったものを損なわずに、いかに小規模事業者等に対して、それなりの補填みたいなことを考えていくのかということ、なかなか、本来のあるべき姿を損なわないでというところを十分担保した上でやらないといけないのかなと思いますので、不採択をお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

このインボイス制度についての意見書を提出してほしいという請願は、何度か出されてきていますけれども、何も議論や討議もないままということが、本当に恥ずべき状況だなというふうに私は感じます。

それで、今回は、改めて、また大変な実態もいろいろ書かれている状況です。免税事業者だけでなく、課税事業者も、相手がインボイス制度に登録しているか、していないかというところで、今までずっとコミュニケーションをとって連携してやってきたところを排除せざるを得ないという苦しい立場に課税事業者も追いやられている。そういうことでいうと、本当に免税事業者、課税事業者、どちらにとっても悪い制度だなというふうに感じています。

帝国データバンクや中小企業白書のデータによると、個人事業主を含む企業全体の休廃業は増加していて、2023年の制度開始の年で、休業、廃業、そして解散件数が5万9,000件と、2019年以降、減少がつついていたのに、2023年から急増している。2024年は7万件に達しています。ここから先、2割軽減がなくなる、3割軽減とも言われていますけれども、負担増です。増加傾向がさらに強まっていくのではないかと考えています。

そもそもこの消費税率が2つあるから、要は、10%と、軽減税率の8%があるために、このインボイス、要は、適格性を見るためのインボイスが導入されたわけですけれども、消費税を一律に、私たちは5%に減税と言っていますけれども、それが実現すれば、インボイスはなくなります。

それで、この請願者が出された添付資料、これにも消費税減税やインボイス廃止などを求める意見書が可決された自治体ということで、12月だけで出していますけれども、25か所もあるということでした。

そういう状況を見ても、この請願を採択して意見書を提出していくということは、今後、フリーランスの皆さんや小規模事業者を守っていくためにも重要ですし、やらなければいけないことだと思いますし、消費税に苦しむ中小業者、小規模事業者、フリーランスの皆さんを守るためにも、この請願を採択

して、品川区から意見書を提出していくということをするべきだと思いますので、暮らしと営業を守るために請願を採択すべきだと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由は、従前、過去にも申し上げたとおりですので、ここでは繰り返しません。

○須貝委員

私も、今回、インボイス制度見直しの意見書提出を要望する請願に対しては、今回は不採択でお願いしたいと思います。

税理士組合とか、小規模事業者の方から、いろいろ意見を聞きました。大変だということで。その後、これはもう何回もインボイス制度廃止を目指すということで、意見書に対する請願をいただいていますけれども、その間、全然変化がない。そして、さらに税理士組合からも、そういうようなお話も出てこない。小規模事業者の団体の皆さんからも、区に要請するというようなお話も本当に聞こえてこなくなってきました。

本来は国の制度なので、私は、国に直接、皆さんの団体ではっきりと要望するほうがいいと思うし、この区議会で、こういう意見書を要望する請願を認めてくれと言われても、私は少し方向性が違うのではないかなというふうに思います。この方たちの、確かにフリーランス、個人事業主、皆さん、今、大変な状況にもあると思いますが、やはり国で税制の制度を変えてしまった以上、それでも歯車が動き出しているのだから、それを変更するのは、なかなか難しいのではないかと。また、品川区議会で受ける話ではないかと思っています。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

この間、インボイス制度そのものが国の検討事項であるので、国が決めていくべきものだと思うのです。ただ、私は以前から言っているように、品川区の現状はどうなのだとことなのです。それについてもいろいろところで、区民委員会等々に請願・陳情があって議論して、結局、不採択という形で、なかなか品川区の実態調査というまではいかないのですけれども、本来は、品川区の現状を踏まえて、必要であるならば意見書という流れになるのだらうと思います。現状をまだまだ把握し切れていないという、これは反省でもあるのですけれども、その中で、今の段階で国のほうに意見書を申し上げるまでの品川区内のデータがないということは感想なので、今回は不採択でお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、本請願については、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、挙手により採決を行います。

それでは、令和8年請願第2号、インボイス制度見直しの意見書提出を要望する請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和8年陳情第2号 災害が起きても大惨事にならないために、公共施設の既存不適格を是正するよう、区に計画的に改修することを求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(2) 令和8年陳情第2号、災害が起きても大惨事にならないために、公共施設の既存不適格を是正するよう、区に計画的に改修することを求める陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査であり、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

ここにも今ありますように、昇降機のみ、この陳情者は取り上げて、陳情に記載の1から42番の昇降機についてということでありますけれども、今、理事者から説明をもらいますけれども、内容を1件1件ここで確認するようなことは、この場ではなしにします。例えば、公共施設の改修についてどのように今やっているかということ、理事者からしっかり説明をいただきたいと思います。それでは、理事者より説明願います。

○長尾施設整備課長

私からは、区有施設のエレベーターにおける既存不適格箇所の改修状況について説明いたします。

初めに、既存不適格についてです。

既存不適格とは、建築物を建てた時点では適法であったものの、その後の法改正などにより、現在の法令基準に合わなくなった状態を指します。

なお、法令に違反して建てられた違反建築物とは異なり、既存不適格であることだけをもって早急な改善が求められるものではありません。

次に、区有施設のエレベーターにおける既存不適格箇所の改修状況についてです。

既存不適格の解消は、建物の大規模改修工事やエレベーターの更新工事などに合わせて、平成26年度以降、進めており、今年度中にエレベーター51基の改修工事を完了する予定です。

また、既存不適格箇所のあるエレベーターは、定期点検などを通じて安全性を確認しており、不具合などが確認された場合は、早急に修理などの対策を実施しております。

高齢者、障害者などが利用される区有施設は福祉施設に限りませんので、区としては、施設利用者への影響も考慮しつつ、原則、使用年数の長いエレベーターから、既存不適格の解消を図り、今後も施設の安全性確保に努めてまいりたいと考えています。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

これからしていくという説明だったと思うのですが、そうすると、今、既存不適格とされているエレベーターについては、もしこの51基が全て完了したら、完了した率を教えてくださいのと、あと、使用年数の長いエレベーターから改修をとということですが、大体どれくらいの期間を見ているのか伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

まず、51基を、今年度中に改修が完了する予定となっております。

率で言いますと、おおむね全体の数の3割弱程度となっております。

また、エレベーターの更新の年数としましては、目安としては25年から30年程度となっております。

○石田（ち）委員

51基、結構改修されるのだなと思っても、それが完了しても全体の3割弱ということで、やはり建てたときが100%でも、法律が改正されていくと、やはり既存不適格になっていくということはあると思うのです。

陳情で、エレベーターの戸開走行保護装置と、地震時管制運転装置の不備による既存不適格が放置されているというふうに言われているのですが、2009年以降に設置されたエレベーターは、この戸開走行保護装置の設置が義務づけられていると思うのです。なので、区有施設のエレベーターで、この戸開走行保護装置と、地震時管制運転装置がついたものはどれぐらいあるのかということが分かれば教えてください。

○長尾施設整備課長

戸開走行保護装置と地震時管制運転装置については、委員おっしゃったように、法改正後、新しくつくられているエレベーターについては義務付けられております。その義務付けられた後に新しくつくられたエレベーターについては、大体60基から70基程度ございます。ですので、そちらのエレベーターにつきましては、現行法にきちんと合った形で設置はされております。

○石田（ち）委員

陳情にも紹介されているのですが、平成18年6月の港区シティハイツ竹芝のシンドラ社製のエレベーターの戸開走行事故ですが、本当に痛ましい事故で、隣の港区でしたから、私も若干覚えていますが、そのエレベーターは、既存不適格だったのですよね。この事故で息子さんを亡くされた親御さん、または、その息子さんと同級生や、その親御さんたちが、赤とんぼの会という会を立ち上げて、今もエレベーターの安全性について声を上げ続けています。

こうした声から、港区では、エレベーターに、戸開走行保護装置を設置する改修工事の補助制度、助成制度をつくって、設置をひろげる対策ととっています。港区として、その普及を広げるために、港区として進めるのだということで、区有施設は全てこの装置が設置されたということでした。事故が起きた当該区ということもあるのでしょうけれど、品川区としても、まず、区有施設への設置を早急に検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長尾施設整備課長

今、港区の事例が出たところですが、品川区としまして、区有施設に設置されているエレベーターについては、順次改修を続けてきておりますし、今はまだ既存不適格が残った状態のエレベーターにつきましても、順次改修を進めていくように、今後も進めていきたいと考えております。

○石田（ち）委員

やらないということではないので、進めていくということで、ぜひやっていただきたいのですが、2016年の、平成28年ですけれども、国交省が各都道府県に、エレベーターの安全確保の徹底についてという文書を出しました。既存エレベーターの戸開走行保護装置の設置促進についてということで項目を立てて、装置の補助制度について、国交省においては戸開走行保護装置の設置等エレベーターの防災対策改修については、社会資本整備総合交付金および防災安全交付金による支援を行っていますというふうに言っています。

それで、戸開走行保護装置の設置を促進するためには、地方公共団体における補助制度の整備、充実が不可欠というふうにも言っています。市区町村においては、速やかに制度の整備を進めることというふうにもあるのですが、国がこういうふうには把握されているのでしょうか。伺います。

○長尾施設整備課長

既存不適格の解消に対する国の補助制度については、把握しております。

品川区の中では、そういった補助制度が今はないというところも確認しております。

○石田（ち）委員

ぜひ、この補助制度をつくっていくべきだと思うのです。区有施設は区でやることなのですが、やはりこういう制度をつくって、民間のエレベーターにも波及させていくということが必要ではないかと思えます。

こういうふうに国交省も言っているので、国も支援するから補助制度をつくりましょうということが言われているのですが、なぜ品川区ではやられていないのか伺いたいです。

○長尾施設整備課長

施設整備課の立場でお答えさせていただきますけれども、まずは区有施設のエレベーターの改修を今後も進めていければと、区民の皆さんが使われている施設もありますので、そちらのエレベーターの安全性確保というところをさらに進めていければと考えております。

○石田（ち）委員

さらに進めていくためにも、この補助制度をつくらないと……。

○石田（秀）委員長

石田ちひろ委員、話がどんどん違うほうへ行っているから。区有施設の改修を計画的に区がやっていくということと、補助制度をつくってやれというのは、区有施設を計画的に改修するということからずれてきているので、それはもう今、二、三回も聞いたので、また同じことを言うのはやめてもらいたいということだけ言っておきます。

○石田（ち）委員

はい、分かりました。

区が積極的に進めていくということが民間にも広がっていくということになりますので、ぜひそこは、こういう補助制度をつくるということの区の姿勢を示すということになりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

おとといぐらいでしたか、スカイツリーのエレベーターも降下中に突然止まるという事故で、20人が閉じ込められて、救助されたのが6時間後というふうに報道されていましたが、このエレベーターは既存不適格ではないです。完全に安全だと言われていたものも、こういう事故が起こるので、やはりエレベーターというのは、突如、事故が起こるものでもあるということなのです。なので、安全対策をとっておくというのはとても大事なことだと思います。国も支援するから設置を進めようと言って

いる。こうした既存不適格なエレベーターに対しての戸開走行保護装置の設置ということなので、事故が起きてからでは遅いのです。既存不適格でした、戸開走行保護装置も設置していませんでしたということになれば、品川区の責任は重大だと思います。国も設置するように進めているのに、それをやっこないで事故が起きたとなれば重大問題だと思いますので、ぜひそこは早急に進めるべきだと思います。

区として補助制度もつくって、区有施設のエレベーター……。

○石田（秀）委員長

石田ちひろ委員、補助制度の話をもうやめてと言ったのだから。同じことを言わないでと言っているのだよ。言っている意味、分かる？

○石田（ち）委員

分かりますよ。

○石田（秀）委員長

同じことを言わないの。

○石田（ち）委員

分かりました。すみません。

なので、戸開走行保護装置と地震時管制運転装置を設置すべきだと思います。そして、早急に、障害者施設や高齢者施設、保育施設にという思いも分かりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○西本委員

まず、今の議論を整理してください。

既存不適格というのは分かりました。それで、今、51基、完了ということなのですけれども……。

〔「今年やる」と呼ぶ者あり〕

〔「これから」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

だから、全体で何基あって、もう不適合ではないものが何基あって、不適合なものが何基あって、その中に、もう終わっています、これからやります、これからはいつまでにできますかという数字で挙げられますか。それがよく分からなくなりました。

○長尾施設整備課長

今、区有施設にエレベーターが全体で200基弱ございます。そのうち、法改正後につくられたものが60基から70基程度となっております。ですので、既存不適格が残っているものが120基から130基ぐらいの状況となっております。そのうち50基程度が、今年度までの工事の中で改修が完了するという状況になっております。

○西本委員

残りは何基ですか。

○長尾施設整備課長

残りは、130引く50で80基程度というところでございます。

○西本委員

その80基の予定は、いつぐらい、めどが立っているのですか。あと何年ぐらいでやっていくとかという計画はあるのでしょうかということと、この後ろに資料が添付してありますけれども、これ、駆動

装置等の耐震対策とか、後ろにありますよね。昇降路内耐震対策とかいろいろあるのですけれども、これらも変わって、新しい安全規格にしていかなければいけないという項目のものなのではないでしょうか。

そして、このデータは、情報公開請求か何かでとったのですか。どこからこれを引っ張ってきたのかなということがお分かりになっていれば教えてほしいのですけれども。

○長尾施設整備課長

既存不適格が残っているエレベーターの改修予定につきましては、具体的に何年度までに何基というような計画は、まだ今はございません。

今、エレベーターの改修工事に関しましては、エレベーターのメーカーのほうで工事をする必要がございまして、そのメーカーとの個別の調整であったり、あと、個別の施設等の利用状況も確認しながら、どういった工事が進められるかというようなところの調整もございまして、なかなか長期的に計画を立てるところが、現状、難しい状態がございまして。ですが、順次、今後も改修は進めていきたいと考えております。

あと、陳情の3ページ目にある表の既存不適格の内容と書かれているところにつきましては、これは表の左側の戸開走行防止装置と書いていますが、戸開走行保護装置のことかと思っております。あと、地震時等管制運転装置とありますので、これは法改正の項目になっております。

そのほか、右側に書いていますが、文言にもありますが、耐震対策で細かく法令改正がございましたので、その項目を書かれているものかと思っております。

エレベーターの更新工事の際には、こういった既存不適格項目は全て解消されて、現行の基準に合ったエレベーターがついていくこととなります。

ただし、既存不適格の項目、例えば、戸開走行保護装置だけを機能として追加する、そういった工事のやり方もありますので、そういった場合には、いろいろと書かれている既存不適格項目の全てが解消されるというわけではございません。

あと、情報源に関しましては、陳情の冒頭で、「全ての区民利用施設の定期報告書を開示してもらいました」というふうに書かれておりますので、それを基に陳情者のご自身でつくられたのかなというふうに捉えております。

○西本委員

これから新しくするという事になって改修するのだらうなという思いもありますけれども、例えば、品川学園とか伊藤学園も、多少変えなければいけない部分はあるのかなと思うのですけれども、これは安全面を含めて、全部やらなければいけないかは分かりません。実績なのか、よく分からないので、1つ目をやれば、全部、何項目か上がっているものも全部改修するのか、部分的に改修するのかということが分からないのですが、でも、いずれにしても安全性をしっかりとっていくということが大切だと思うのです。

ただ、心配は、何か起きたときに、既存不適格だったのではないかと聞いたのにと、指摘したはずなのに何もやっていないではないかというようなことに、やはり今やっていることに対して、自信を持ってこういう流れでやっていっているのですという説明ができればいいのかなと思っています。

急にやれと言っても難しい話なので、もちろん今の法的なところで保障されたものになればいいのですけれども、徐々にやって、なるべく早くということで、定期検査をやっているわけですから、そこで安全性も常に確認をしている中でのことなので、そこは最低限やっていただきたいと思っています。

もう1つ、この後ろの表はすごいなと思いました。ここまで調べられたのだなと思うと、私らにとつ

ては学ぶところもあるのかなというふうな思いはありますが、ただ、この解釈の問題もありますよね。なので、すごいねという、すばらしいなという感想を持ちました。とにかく安全に使えるようにお願いしたいと思います。

○須貝委員

今回、このような陳情ですが、品川区として改修を進めていると、それに対しては本当に安心しました。やはり、いざどういうことが起きるか、閉じ込めが多数発生したら、それこそ、その中にいる多くの区民の方が、老若男女、あと、子ども、それからご年配の方、本当に心配されますので、今後とも、できるだけ早く進めていただきたいと思います。

そして、さらに、これは毎回いろいろな委員会でも申し上げるのですが、ぜひ民間にも勧めるように、防災課のほうからでも言っていただきたいと思います。

最後に、今回のスカイツリーの閉じ込めという事件で、エレベーターの中のインターフォン、緊急連絡が使えなかったと、これ、大変なことだと思うのです。別に振動で、風で使えなくなったという、エレベーターが止まったということは分かるのですが、それまで使えなくなって、それで、中に、スマホを持っていた方が警察に連絡した。今、品川区のエレベーター、議会棟のほうですけれども、たしかエレベーターに乗ってしまうと、携帯が切れてしまうのです。私のものだけかもしれないけれども、こういうことを考えると、いざということに備えて、もしエレベーターにも電話が通じるような仕組みがあるといいなと、それは簡単につけられると思うので、何かその辺も考えていただきたいと思います。

最後に、本当にできるだけ早く戸開走行保護装置と地震時管制運転装置、取りあえず、大地震があったら、ある階に行って、そして止まって扉が開くと、そういうシステムだけでも、できるだけ早く設置していただきたいと思います。頑張ってくださいと思います。

○山本委員

私からも何点か質問させていただきます。

先ほどの答弁の中に、戸開走行保護装置だけを変更する工事もあるというお話だったのですけれども、その工事、それから地震時管制運転装置だけを設置するというような工事をすると、大体1台当たりどれぐらいの金額がかかるものなのかということと、今、区として進めていらっしゃる施設の改修工事に合わせて、エレベーターを大幅に変えることで見直しを図っていくというやり方とのコスト差のところ、どれぐらいの違いがあるものなのかということが分かったら、教えていただきということです。

それから、当然、危険性の高いものに対しては、すぐに是正していくべきですし、あれだ思うのですけれども、この陳情者が人が書かれている公共施設等管理計画の中での文言として、1枚目の最後から2枚目のところにかけて書かれている点検、診断等の結果によって、緊急度、危険度の高いものに対しては早期に修繕等の対策を講じるというようなことで規程はあるという文言が書かれておりますけれども、この既存不適格の状況については、それぞれどのように考えていらっしゃるのかどうか、早急に修繕しなければいけないというようなところまで至っているのかどうかというところの区の見解を確認させてください。

○長尾施設整備課長

まず、既存不適格の解消のみに特化した工事コストですけれども、エレベーターのメーカーによって、また、つくられているそのものの状況によってもまちまちではあるのですが、数百万円単位ではかかってくるかと思われます。

あと、更新工事に関しても同様でして、低層の建物についているエレベーターよりも、やはり高層の

建物で使われているエレベーターのほうが高くなりますし、最近つくられているエレベーターは、性能がどんどん高機能になっていますので、リニューアルの際にかかる費用も高くなります。

直近で更新工事を行ったものと、やはり数千万円かかるというところがあります。

公共施設等総合計画の中で、陳情書にも書かれている部分につきましては、点検とか診断等の結果を踏まえて、緊急度、危険度の高いものに対しては早急に修繕等対策を講じるというところが書かれておりますが、これは冒頭でご説明したように、定期点検のほか、定期的な保守点検等も行っておりますので、そういった中で、不具合が見つければ、保守の中で必要な手当てもしますし、それでも足りなければ、必要な改修工事を実施して安全を確保するというところは、これまでも行っておりますし、今後も行っていきます。

○石田（秀）委員長

それでは、令和8年陳情第2号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

理由としましては、陳情者の方のお気持ちは大変理解できるものではありますけれども、ご説明にあったとおり、定期的な安全確認もされていますし、安全確保のほか、今後も順次古いものから改修をされていくということですので、これからも区民の安全のために進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由といたしましては、陳情者の方のお気持ちは分かるところはあるのですが、理事者の方からの説明にありましたように、現在、改修に向けて順次進めていただいているということ、それから、既存不適格の是正だけをとってやる工事においても、高額でかかる上に、より区全体として見ると、コストがかかってしまうのかなというところもあります。今の置かれている状況が、それぞれは安全体制が確認できた上でやっつけらっしゃるということで、早急な修繕等の必要があるところまでではないというところがございますので、それらを考えると、区の計画に従って進めていただくのがよいのかなと思います。福祉施設から順次改修するというよりは、理事者の方の説明もありましたように、そのほかの施設も高齢者や障害がある方々もご利用する施設でもありますので、そういった意味からも、古いものから順番に適切に修繕をしていただくことを求めます。

○塚本副委員長

本日結論を出します。不採択でお願いします。

既存不適格ということで、そういったものを一日も早く、すべからく修繕してほしいというのは、考え方としてはもっともだと思いますけれども、現実問題として、区が総合的に優先順位を決めて工事を進めていただいているということが、そのとおりに進めていってもらいたいと思いますので、本陳情については不採択でお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

事故を防ぐための装置の設置を国も支援しますと言っていますので、まずは区有施設のエレベーターに設置をしていくべきだと思います。

陳情者の方も一度には難しいと思いますというふうにもおっしゃっていますので、そこは随時進めていただきたいと思うのですが、安心して利用するために、利用する方も多と思われる障害者施設や高齢者施設から早急にという思いはよく分かりますので、採択をお願いします。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

陳情の趣旨のところ、要支援者が多くいる福祉施設からというふうに書かれております。福祉施設が、恐らく修繕、改修の必要性が高い1つの要素になり得ることは否定しませんが、実際には、安全の観点から見ていかないといけないと思います。この陳情に採択というふうに申し上げてしまうと、実際には、安全性が何か問題があるというふうに見えられたものよりも、要支援者が多くいる福祉施設を優先するというふうな判断を議員としてすることになってしまいかねませんので、区として適切に、順次改修を進めていただくことをお願いしつつ、本件については不採択というふうな意見を述べさせていただきます。

○須貝委員

本日結論を出すということ、不採択をお願いします。

区では、今、もうエレベーターの修繕工事を着々と進めているということ、これからも修繕、ほかのエレベーター、まだ未修繕のものに対して、これからも修繕していくという、そういう考えていらっしゃるということで、私は、この陳情に対しては不採択をお願いします。

○西本委員

本日結論出す、不採択をお願いします。

先ほど質疑の中で申し上げました。とにかく安全を確保していただくという対処をぜひお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

令和8年陳情第2号、災害が起きても大惨事にならないために、公共施設の既存不適格を是正するよう、区に計画的に改修することを求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 令和8年陳情第10号 シナモロール投票済証が衆議院選挙で配布されなかった説明と補填を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(3) 令和8年陳情第10号、シナモロール投票済証が衆議院選挙で配布されなかった説明と補填を求める陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、私から、本陳情に関わる件についてご説明いたします。

まず初めに、投票済証は、公職選挙法上に根拠規定はございませんが、これまでも勤務先に就業中に投票したことを証明したいとの要望があることから、自治体の判断により交付してきているところがございます。

また、投票率の向上のために選挙啓発の一環として、品川区のように、イラストや写真入りの投票済証も作成されてきているところです。

品川区の選挙管理委員会事務局といたしましては、投票済証は、テレワークなど勤務状況が多様になった現在でも、勤務先から証明を求められる方もいることから、交付する必要はあるものと認識しております。

一方、デザインの工夫が投票率向上という結果につながっていないということもありますが、今後も選挙啓発の一環として位置づけて、デザインなども含め検討して作成していきたいと思っております。

なお、そのデザインについては、これまでも区観光大使のシナモロールだけでなく、観光大使見習い「ハタチの龍馬 with クロフネくん」なども活用しております。

今回の衆議院選挙は急な選挙のため、サンリオとの協議の暇もなく、イラスト入りの投票済証は作成しておりません。イラストを入れていないことへの周知は、区のホームページや、区のお知らせ選挙特集号などでも周知しております。

今後は、明るい選挙推進協議会とともに活動している若年層の方などにもご意見を聞きながら、デザインなども含め検討していきたいと考えております。そのため、現時点では、シナモロールなどキャラクターを活用するかどうかについては未定でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたらご発言願います。

○澤田委員

もう一度確認だけさせていただきたいのですが、投票済証自体は、今回、シナモロールとかではないのですが、くださいという方については、いただけたのでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

そちらの投票済証につきましては、今回、イラスト入りではないのですが、東京都選管がデザ

インをしております投票済証を活用して、ご希望の方には1人1枚交付するという形で対応させていただいております。

○西本委員

認識不足で申し訳ないのですが、投票済証は、期日前投票だけですか。当日も配布ですか。

[「全部」と呼ぶ者あり]

○今井選挙管理委員会事務局長

こちらにつきましては、投票済証は、投票が済んだ請求があったときに交付することとしまして、期日前投票だけではなく、当日投票でも交付しているものでございます。

○西本委員

よく期日前投票ではそういうものがあるという感じがあるけれども、当日は結構あるものなのでしょうか。

先ほど、投票率には影響ないというお話もあったのですが、啓発になるという陳情者の方のお話もあるのですが、区としては、直接的な投票率を上げるというところまでには至っていないというものなのか、それはいかがですか。

○今井選挙管理委員会事務局長

参考にですけれども、期日前投票所、期日前投票期間の今回の配布枚数は約9,500枚、また、当日投票所43か所におきましては1万8,000枚が交付されたところでございます。

先ほど申しましたとおり、何かすてきなデザインでということで工夫して、令和4年から7回にわたりシナモロールなどを活用してきましたけれども、この投票済証のみをもって投票率が上がったというのは、因果関係はなかなか難しいところでございますが、このように喜ばれているものもございまして、今後もシナモロールに限らず、何らかの工夫で投票済証は作成していきたいと思っております。

○石田（ち）委員

私も認識不足なのですが、他区にも誇れる特色ある取組とおっしゃられているのですが、これ、他区ではあまりやられていない、キャラクターがついてということはやられていないことなのでしょうか、伺いたいと思います。

○今井選挙管理委員会事務局長

今、23区の中で、オリジナルと言われるイラストが入っているかどうかは別にしても、例えば、その自治体のお花の写真ですとか、あと、大田区もキャラクターを使っていると認識しておりますが、そういう自治体は全部で18区、実際に投票済証、今回、品川区が使ったようなイラストの入っていない文字だけのものは5区程度あると聞いております。全て確認しているわけではないのですが、そのような状況だというふうな認識をしております。

○石田（秀）委員長

それでは、令和8年陳情第10号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

理由としましては、そもそも投票済証は、投票に行ったことの証明であるため、シナモロールでなけ

ればいけないということはないですし、今回の選挙では時間がない中、進められたこともあり、その点を多くの方にもご理解いただけているものと考えます。ホームページでも周知しているということもあります。

また、私もシナモロールは好きなキャラクターでもあるので、コンプリートしたいお気持ちは理解できなくはないですが、そもそもコンプリートを区として目的にしているわけではないこと、そもそもの目的は、投票率の向上や選挙啓発であって、税金を使っているため個人の嗜好だけを加味するものではなく、キャラクターの使用料など費用対効果なども考慮した上、区として検討の上、デザインを決定されていると思うので、そちらもご理解いただければと思います。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほど、理事者の方からのご説明のとおり、投票を促進するだったり、当日投票したことを証明するためのものですので、今回の陳情者の要望である投票が終わった今、投票済証をシナモロール投票済証に引き換えるというのは、今からやるというのは合理性に欠けるのかなというところです。

また、今後の投票済証へのご要望のところについては、一ご意見として、ご要望として受け止めるということだと思えます。

○塚本副委員長

本日結論を出します。不採択です。

説明と補填を求めるといふことなのですけれども、これまでの説明に加えての説明の必要性、また、何らかの補填といったことについても、必要性は認められないので、私としては不採択でお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

今回の選挙は、本当に突然の解散でして、時間もないというのは多くの方が分かっていたと思います。なので、そこに理由を説明することは、少しやり過ぎかなというか、そこまで求めますかという感じが私はしました。

それとあと、シナモロールについては、先ほど、選挙管理委員会事務局長からも、若い世代にも聞きながらということもありました。なので、様々あっていいと思いますので、そこはぜひ検討しながら進めていただけたらと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

本陳情は、「補填」という言葉まで使われております。先ほど、理事者からご説明ありましたけれども、投票済証は法律の根拠は特になく、会社に対して提出するなどの便宜のために、ある種、サービスをやられている事業だと思います。それに対して補填というのは、補填ということは、権利があつて求めるというふうな論理構造になっていると思うのですけれども、そこまで言われてしまうのは、少し残念だというふうに思います。そういうふうな権利的な要求が出てきてしまうということであれば、そのことを区としては、こうした事業をやめてしまう。苦勞してサンリオとも交渉していただいていたものに対して、あたかも当然なものなのだというふうに区民の一部の方が思われてしまうのであれば、それはもう、今回、選管の皆さんも大変な思いをした中で、いっそのことやらないというふうな判断すら惹起しかねないというふうに思います。なので、本件については不採択というふうな意見を述べさせていただきます。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択をお願いいたします。

短期間の中での選挙準備をしていました。その中において、投票済証の問題をここで言うのではなく、無事に投票が終了したこと私は称賛したいと思います。

○西本委員

本日結論を出す、不採択をお願いいたします。

ここまで求められてもということがあります。

それと、先ほどもシナモロールだけではなくて、いろいろなキャラクターもいれば、そこは選挙管理委員会とか、明るい選挙推進協議会とか、いろいろありますので、そこで検討していただければいいのではないかなと思います。ここまでは言われるほどのものではないのではないかと、少し残念な気持ちでいます。

○石田（秀）委員長

本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和8年陳情第10号、シナモロール投票済証が衆議院選挙で配布されなかった説明と補填を求める陳情について、お諮りいたします。

本件を、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

4 その他

所管質問について

○石田（秀）委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者から答弁をいただき、申し出た委員以外の方も議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がある方は、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

いらっしゃらないようなので、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

(2)その他

○石田（秀）委員長

次に、（２）その他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は、全て終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

明日は午前１０時に総務委員会を開会いたします。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後４時４４分閉会